

生活改善普及事業の理念と展開

市 田（岩田）知 子

- | | |
|-------------------------|------------------|
| 1. 課題と方法 | 3. 高度成長以降の展開 |
| 2. 生活改善普及事業の成立 | (1) 『農家生活白書』 |
| (1) 生活改善課の設置と生活改良普及員の採用 | (2) 高度成長の影響 |
| (2) 生活改善の理念 | (3) 健康対策 |
| (3) 生活技術の普及 | (4) 生活環境整備 |
| (4) 生活改善実行グループの育成 | (5) 高度成長以降の理念の変化 |
| (5) 成立期の理念とその形成要因 | 4. 結 語 |

1. 課題と方法

生活改善普及事業が戦後、占領政策下で開始されたものであるということは、周知のことであろう。けれどもこの事業のその後の展開については、直接関わった人々のみ詳しく知ることができ、大部分の人々は正確な情報も与えられないまま、せいぜい「生活改善と言えばかまどの改善、そのかまどの改善の時代も終わった」というくらいの評価しか下してこなかったと言っても過言ではない。特に事業発足から半世紀近く経つ現在までの間、生活改良普及員（以下、生改と略）のいわば「総元締」であり続けた生活改善課（現農蚕園芸局婦人・生活課）には、ある種のステレオタイプ化されたイメージがつきまとっていた。それは、もっぱら都市的な生活様式を基準にして農家の生活を「改善」しようとしてきたというものである⁽¹⁾。

しかしこのようなとらえ方は一面的であろう。確かに生活改善普及事業の場合、他の農政課題と違って、モデルとすべき経験を戦前期に求めることができなかった。したがってその事業の展開は、生活改善課を中心とする農林省の生活改善に対する理念と指導方針（普及方法論）により規定されることが多かつ

た。けれどもそのことすなわち、都市的な生活様式を上から押しつけていたということではない。生活改善課は、綿々と続いてきた農家の人々の暮らしぶりに対して、独特の理念と、その実現のために考案した独特の手段によって異議申し立てを行った。民主主義と科学を武器にして、迷信や因習に立ち向かったのである。このことを抜きにして、生活改善普及事業や生活改善課について語ることはできない⁽²⁾。

本稿は、生活改善課がそもそも農家の生活改善ということについてどのような理念をもっていたのか、そしてその理念は、いかなる要素により形成されたのか、さらにその理念の実現のためにどのような手段が考案され、それらが現場の普及活動においてどのような困難に直面し、克服していったのかを解明することを第1の課題とする。

第2の課題は、農業基本法及び高度経済成長以降、生活改善普及事業が対象とする農家の生活が豊かになり、一部には生改は要らないという「生改不要論」も唱えられる中で、当初の理念や手段がどのように変化したのかということの解明である。

このような生活改善普及事業の理念とその実現のための手段、ならびにそれらの変化に対しては、従来一部の関係者を除いて、目を向けてこなかった。そのこと自体、冒頭で述べたような誤解を招いてきたと言ってもよい。

もちろん生活改善普及事業の制度としての流れ、すなわち制度史については、『農林行政史 第六巻』、『同 第十巻』の普及事業関連の部分、『普及事業十年』、『普及事業の二十年』を始めとする公式的資料によって詳しく知ることができる。本稿もそれらの資料を利用した。だがそこでは理念をも含む生活改善普及事業の総体的な流れは検討されていない。農家の生活改善に焦点を当てた研究は現在に至るまで欠落していたのである。最近になってようやく、戦前・戦中期に『家の光』を通じて流布された生活観を探った研究や⁽³⁾、途上国の農村女性に対する援助方法を日本の生活改善普及事業の経験から学ぶという趣旨の研究がいくつか見られる程度である⁽⁴⁾。これらの先行研究との関連で言えば、本稿は生活改善の理念を事業の中核を担っていた生活改善課の理念、「生

活改善論」とでも言うべきものに焦点を当てながらアプローチしようというものである。

このような課題にとりくむために、本稿は上記の公式的資料以外の資料からも多数の引用を行っている。主として用いたのは、生活改善課が編集した指導書類、普及部が昭和 24 年以来、都道府県の普及関係職員との意志疎通のために発行している月刊の小冊子『普及だより』である。末尾に号数と発行年月日が記載されている引用部分はすべて、この『普及だより』からの引用である。

本稿が扱うのは、普及事業開始時の昭和 23 年から高度成長が終了する昭和 50 年までの、ほぼ 30 年弱の期間である。この期間を高度成長の開始時、具体的には昭和 36 年の農業基本法を境目にして前半を成立期、後半を展開期というように区分した。通常、すなわち上記の公式的資料において普及事業の歴史は、草創期（昭和 23～25 年）、小地区活動期（同 26～32 年）、中地区活動期（同 33～39 年）、広域活動期（同 40 年以降）というように区分されているが、それは普及員の活動範囲の変動に着目した時期区分であり、本稿の目的には必ずしもそぐわない。

本稿では上記の課題に対して、次のような構成によってアプローチした。

「2. 生活改善普及事業の成立」では、終戦直後、GHQ が日本政府に示した意向、農林省がこの GHQ の意向を受けとめ協同農業普及事業を発足させるまでの経緯を検討し、さらに生活改善課を始めとする組織編成、そこに登用された人材の性格、及びその周辺にいて生活改善課に多大な影響を与えた支援者の理念を検討した。生活改善普及事業の中枢を担ったこれらの人材が、その理念の形成とその実現手段のあり方に与えた影響が極めて大きいと考えられるからである。それらに続いて、実現手段である生活技術の性格と生活改善実行グループについて、生改の手記なども織りまぜながら具体的に検討した。すなわち上記の理念が具体化され、農家に受容されるために、生活改善課や生改がどのような生活技術を用いて、農家の人々を組織化したのかを明らかにした。

「3. 高度成長以降の展開」では、昭和 30 年代中盤から 40 年代にかけて大きく変貌を遂げた農家の生活を、生活改善課がどう認識し、従来の生活改善の理

念をどう変えていったのかを整理する。まず昭和36年の農業基本法と同様に都市一農村間、農業従事者一他産業従事者間の生活水準格差の拡大を問題視した『農家生活白書』の中で生活改善課はどのような見解を示したか、さらに高度成長が本格的に進む中で大きく変化した農家の生活を生活改善課はどのように認識したのか、それによって当初に形成された生活改善の理念がどのような変質を迫られたのかを明らかにした。最後の「4. 結語」では、以上の流れを簡単に総括し、現在進められている農山漁村の女性に対する諸政策に触れつつ、今後の課題について述べた。

本稿の執筆に際しては、多くの方々からご助言を頂いた。また農蚕園芸局婦人・生活課、農林水産研修所生活技術研修館、及び(社)農山漁家生活改善研究会の諸姉諸兄には、資料の利用にご協力いただいた。さらに同事業の成立期から現在まで深く関わってこられた何人かの方々からは、貴重なお話をうかがうことができた。この場を借りて厚く御礼申し上げる次第である。

注(1) たとえば次のような発言がある。

「本省がどういうイメージで生活改善というものを描いておられたかということには、非常に疑問を持つんですね。たとえば生活技術研修館でモデルなどをお作りになっても、それはほとんど都市並みのものをパッと出してくる。近代化といえば都市化という中身のアドバルーンを上げていた。それでいいんだろうかという感じがするわけですね。(中略) まあ、日本人全体が生活なんていうものに目が向いていなかったんだから、本省ばかり責めてはお気の毒とは思いますが、もう少し地についてのイメージを普及員さん方に見せてあげられればよかったような気がしますね。」農政調査委員会編『日本の農業 121 ある生活改良普及員の記録——農家の主婦の命を守った30年——』(1978年)、112ページを参照のこと。

- (2) 生活改善課の初代課長大森(山本)松代は、「生活改善の仕事は、日本の cultural pattern への挑戦であった」と語っている。大竹啓介「生活改善課の一隅でのモノローグ」(社)農山漁家生活改善研究会編『生活研究 12』、第4巻第3号、昭和48年4月)、39～43ページを参照のこと。
- (3) 板垣邦子『昭和戦前・戦中期の農村生活——雑誌『家の光』にみる——』(三嶺書房、1992年)。
- (4) 1975年の国際婦人年を契機に、欧米先進諸国においては従来の開発援助の方法が男性中心のものであり、家事労働や自給的な農業生産の労働に従事している女性の存在を無視してきた、という反省がなされるようになった。そして Women in Development

(WID)に配慮した、あるいは社会・ジェンダー分析 (Social Gender Analysis) に基づいた開発援助の方法が模索されている。このような動向の中で、たとえば「生活改善普及事業研究会」(生江明, 谷口佳子, 野瀬久美子, 藤永耀子, 村山禮子, 山崎美恵)は、昭和20年代の日本の「生活改善運動」の中に、現在開発の現場が抱えるものと共通の様々な課題が登場しているという認識から、愛知県七郷村一色部落におけるかまどの改善の経過を分析している。生江明「戦後日本の農村生活改善運動にみる女性の役割と村落社会の構造」(アジア女性交流・研究フォーラム編『アジア女性研究』, 第3号, 1994年3月), 63~68ページ等を参照のこと。また「農村生活改善のための女性の技術向上検討委員会」(座長: 紙谷貢)も、同様の視点に立って生活改善普及事業における女性の関与の仕方を分析、整理している。『農村生活改善のための女性の技術向上検討事業報告書』(国際協力事業団, 平成4年3月), 特に「II 日本の農業改良・生活改善普及」を参照のこと。

2. 生活改善普及事業の成立

(1) 生活改善課の設置と生活改良普及員の採用

1) 協同農業普及事業の開始

協同農業普及事業は農地改革, 農業協同組合事業とならんで, 連合軍総司令部 (GHQ) が終戦直後から推し進めた農村民主化三大改革のひとつである。農地改革が地主小作制, 農業協同組合が農業会の否定から始まったように, 協同農業普及事業は主として系統農会による技術指導の否定から始まった⁽¹⁾。

昭和20(1945)年12月9日にGHQから出された「農民解放の指令」は, この三大改革の目的と内容を明示している。特に従来の技術指導に関しては, 「農民の利益を無視した農民及び農民団体に対する政府の官憲的な農政」であるがゆえに根絶しなければならず, さらに「小作人であった者が再び小作人に転落しないための合理的保護の規定」の一つとして「農民に対する技術的その他の知識を普及するための計画」を翌21年3月までにGHQに提出するよう, 日本政府に命じたのである。

この指令を受けて早速, 政府は終戦直前から考案されていた技術指導農場を22年度までに全国1,600カ所に設置する。ところがGHQは, この指導農場が付近の農家の利用にしか供していないこと, 事業主体が農業会であることなど

を理由に廃止を要求する。この間の経緯については、結局、GHQ 側が日本の従来の試験研究、技術滲透の組織、運営を根本的に改革し、アメリカ式の普及事業組織を取り入れたかったからである、と思われる。

この結果、昭和23年度予算の審議がなされる過程で、指導農場の廃止が決定的となった。同時にGHQから農林省に対して、新たな指導体制を考案、審議するよう要請がなされた。これに対して農林省は翌23年1月に「農業試験調査費及び農業技術指導普及費国庫補助法」という法案を作成し、GHQに提出するが、同法案では新たな指導体制の内容や実施措置については何ら示されていないかった。

こうしたことからGHQは、早速2月に天然資源局農業課研究普及班長のリンゼー・A・ブラウン作成による「農事研究及び指導の国家的誘導整合及び助成のための法律」という法律案（通称「ブラウン案」）を提示した。これはまさに、アメリカのCooperative Extension Workの根拠法であるスミス・レーバー法（Smith-Lever Act, 1914年制定、以後逐次改正）を模したものであった。具体的には、各地の国立大学農学部所在地に農業試験場、農業技術普及所を統括する地方研究普及局を設置したり、農事研究のための助成金の対象に農業専門学校や国立大学農学部を含むなど、基本的に農林省所管の試験研究、普及と文部省所管の研究、教育との連携をはかるものだった。これを受け入れることは両国の行政機構があまりにも異なるために困難であるとする農林省との間で数々の討議を重ねた結果、特にこの行政機構の点に関しては結局、農林省の希望に沿った形になった⁽²⁾。かくして昭和23（1948）年7月、農業改良助長法案及び農業改良局設置法案が両院で可決され、翌8月1日付で農業改良助長法が施行、8月6日付で普及部、経済研究部、技術研究部、庶務課からなる農業改良局が発足することになる。

生活改善については「ブラウン案」以降、その規定が見られるようになる。すなわち「ブラウン案」の法律としての目的が「高能率農法ノ普及・農業生産ノ増大及ビ農村生活状態ノ改善ノ為ニ農業ニ関スル問題ニツキ有益・不偏且實際的ノ智識ヲ獲得シ之ヲ日本人民ノ間ニ伝播交換セシメルコトニヨリ公共利益

ヲ増進スルニアル」(下線は引用者、以下ことわりのない限り同様)と冒頭で示される。これは、1914年のスミス・レーバー法の冒頭「……That in order to aid in diffusing among the people of the United States useful and practical information on subjects relating to agriculture and home economics, and to encourage the application of the same,……」に酷似している。この部分はほとんど改変されることなく、農業改良助長法の冒頭部分となったのが理解されよう。これによって「農民生活の改善」のための普及と研究が、初めて農政の一環として位置づけられたのである⁽³⁾。

戦前期の日本の農政に経験のなかった生活改善普及事業は、アメリカのそれを源流としてスタートしたのである。

2) 生活改善課長の人選

生活改善課長の人選は、農業改良助長法案の審議と並行して水面下で行われていた。GHQ 婦人指導部からは、女性を選ぶようにという希望が示されていた。だが当時の農林省内に適当な人材を求めることはできなかった。結局、文部省で家庭科の教科書の編纂に当たっていた大森松代に白羽の矢が当たるのであるが、そのいきさつは以下のようなものであった。

(前略) たまたま当時文部省の図書編集室に囑託として席をもっておられた大森松代女史を(GHQ……引用者)婦人指導部筋から適任者として推薦があった。しかし、私達には全然未知の方だったので、局長の命を受けて文部省に出かけて待遇をしらべたり、勤務されている室にそれとなく入り込んで望見したり、農林省の秘書課に課長として任用を申し出て経歴等で難航したりしたのだったが、結局松任谷秘書課長の英断もあって無事生活改善課長に迎えることができたのだ⁽⁴⁾。

GHQ 婦人指導部が大森を推薦した理由としては、後に触れるように戦前にアメリカの大学に留学したこともあり英語が堪能であったこと、しかも生活改善の基礎となる家政学の知識を充分有していたことが大きかったと考えられる。GHQ および農林省からの要請を受け入れた頃のことについて、氏自身は次のように語っている。

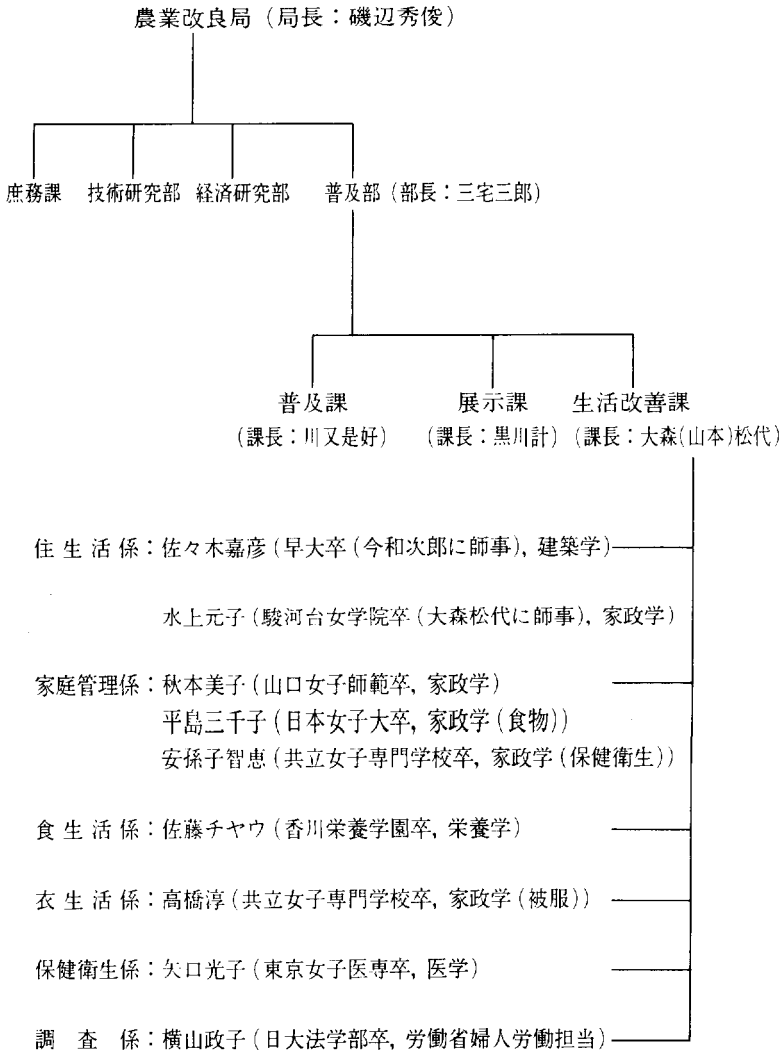
私がどうして文部省からくる気になったかといえば、二つ理由があるんです。一つ

は、私は都会育ちで—東京のまんなかで生まれて、もともと古くからの東京の人間でね。それからまあ、なんというのかしら、のん気に生活にも困らないで育っちゃいまして就職した先もたいへん進歩的なところで（東京YWCA）そこからアメリカに勉強に行かせてもらったりして、いわゆる恵まれた方の道をのん気にきてしまって、なんか、自分の周りの世界や自分の知っている世界が全部みたいと考えていました。そのことはアメリカへ行ってもちっとも困らなかったし、卑屈にもならず勉強出来たという点ではよかったのですが日本全体の姿というかしら、平均点というものの認識は足りなかったのです。戦争を境に、疎開をしたり、戦争というもので、はじめて日本の実力や、文化の平均点が表面だって出てきてそれまでは読んだりきいたりだけでもはっきりしていなかったものがはじめて実感としてわかってきたのです。今までののん気さからはじめて眼が覚めて、日本の実力も平均点も、農村が中心だということがわかってきたのです。（中略）それまでわりにのん気にさせてもらっていたので、残りの生涯は奉仕をしなくちゃいけないと深く考えていたのです。奉仕をしたいというのは、私はキリスト教の家庭に生れて、育ちましたから、もとからあったのです。（中略）そういう考えをもっていたときですから、農林省からお話がかった時は農村の生活だというので、もう一べんにね（笑）奉仕をしなればいけないと思って、決心をしてしまったんですね⁽⁵⁾。

キリスト教の信仰をもつ東京の裕福な家庭に生まれた大森は、戦前までは何不自由なく暮らしていた。当時の女性としては珍しく、アメリカ留学も経験した。だが戦争、疎開を通じて初めて農村という「日本の平均点」を認識する。以来、いつかは農村に「奉仕」しようと心に決めていた。偶然、GHQ及び農林省から生活改善課長という役職が与えられ、迷わずひきうけたのである。このようなキャリアとバックグラウンドを持つ人物が生活改善課の初代課長に就任したことが、生活改善普及事業の理念と方針に大きな影響を及ぼしたのである。

3) 生活改善課の職員

農業改良局及び普及部の発足から3カ月後の昭和23年11月1日、普及部内に普及課、展示課と並んで生活改善課が設置され、ここにおいていよいよ本格的に協同農業普及事業が開始することになる。生活改善課には衣食住等の各分野を担当する6つの係が設けられ、それらの係を担う人員の選定には、初代課長として選ばれていた大森松代が主として当たった。



第1図 1950年1月1日当時の生活改善課の陣容

資料：『普及だより』（第25号，1950年1月1日）および関係者からの聞き取り。

第1図は発足当時から約1年後の生活改善課の陣容を示したものである。その多くは、高等教育機関で家政学を修めた女性であった。同時に建築学者であり、かつ考現学、生活学というように既成の学問領域を抜け出した今和次郎や、栄養学を独立した学問分野に発展させた香川綾に師事した人々も見られる。住生活や食生活、さらに保健衛生のような分野については、家政学のみならず、建築学、栄養学、医学という他分野に幅広く人材が求められたのである⁽⁶⁾。

このように当時の女性としては最高の教育をうけ、かつそれぞれの分野に応じた専門的な素養をもつ人材が、上記の様なキャリアを持った大森課長を補佐する体制が形成されたのである。言い換えると衣食住等の各分野に関して合理的思考のトレーニングを積み、それゆえ高い専門性を持ち、かつ大森課長の「奉仕」の精神に同意する人々が選ばれたのであった。それは戦前期以来の長い伝統を持つ農林省の他の部局とは違った、異色の編成であったといえよう⁽⁷⁾。

4) 生活改良普及員の採用

昭和23年9月の次官通達「都道府県農業普及技術職員資格実施要領」に基づき、翌昭和24(1949)年1月から3月にかけて、各都道府県で第1回改良普及員資格試験が実施された。第1回資格試験の受験資格は以下のようなものであった。すなわち農業改良普及員(以下、農改と略)の場合は「旧甲種農学校卒業後3カ月以上農業に関する試験研究、教育機関において試験研究、教育に従事した者若しくは普及事業に従事したもの、並びに農業に関する大学、専門学校卒業生」であること、生改の場合は「高等女学校(実業学校)において、家事栄養に関する科目を修めたもので、卒業後3カ月以上栄養に関する試験研究、教育に従事したもの、若しくは家事栄養に関する普及事業に従事したもの、並びに専門学校卒業生で、学校において家事、栄養に関する科目を修めたもの」である。ただし第1回試験に限り、甲種農学校や高等女学校の学歴を有しなくても、6カ月以上、試験研究、教育、普及事業に従事した経験があれば受験することができた。農改、生改それぞれに対して異なる試験が行われたが、その形式(筆記試験、実地試験、社会常識検査)や一部の必須科目は共通していた。

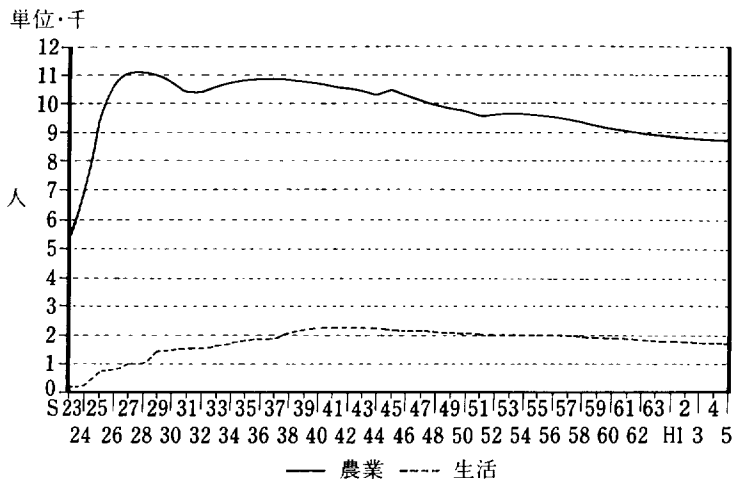
翌昭和25年に行われた第2回資格試験を受験したのは7,251名、うち生改

の資格試験受験者は 864 名、合格したのはその 8 割弱、実際に採用されたのはさらにその 9 割弱の 589 名であった。採用された者の中には、世相を反映して戦争未亡人などもいた。ちなみに昭和 26 年度末における生改の学歴別構成をみると、女子専門学校卒が 26%、専門学校に準ずる学校卒が 25%、高等女学校卒が 45%、その他が 4% となっている。このことは改良普及員、専門技術員という職業につく女性は、少なくとも高等女学校卒という学歴を有し、それゆえ元地主など農村内において一定以上の社会階層に属する女性でもあったことを示している。また年齢別構成では、30 歳以下が 56%、31～40 歳が 29%、40 歳以上が 15% というように、現在に比べて格段に若かった⁽⁸⁾。

『普及事業の二十年』の記述にもあるように、「これらの普及員はいずれも家政学を修めた婦人」であり、それゆえ生活改善課のスタッフの高い専門性と合理的思考を理解し、農村の現場で実践する能力を持っていたといえよう。とはいえ、「当時の農村は女子が人前で口をきくことすら珍しいという有様であり、増産一点張りの農村で生活改善などは考えてみようとしてもしない人達に、改善の必要性を認めさせることは想像以上に困難な仕事であった」のである⁽⁹⁾。

ところで普及事業の開始以降も、GHQ が農林省に対して勧告をし、それに対して農林省が答え、さらに GHQ が勧告をするということが繰り返されていた。生活改善に関しては昭和 24 年 12 月、GHQ の天然資源局農業課長より農林大臣に対し、「農業技術普及事業の推進に比べ、生活改善普及事業の進展は著しく遅れている」という指摘と、「昭和 30 年度までに生改と農改の割合が 5 対 1 になるよう生改を増員するように」という勧告がなされている。

幾度かのやりとりの後、昭和 25 年 10 月、農業改良局長通達として「生活改善普及事業の強化に関する件」が都道府県知事宛に出された。その前文には、「生活改善普及事業について諸種の困難な情勢下にも拘らず、格段の御努力によつて漸くその気運も高まるに至つたが、なお一般には農村の生活改善に対する理解の程度も浅くかつその普及態勢並びに普及活動においても不十分と認められる。」ついては、この際一段と本事業を強化してその普及徹底を図り以て農民福祉の増進に資すべきで、総司令部当局の示唆もあり……」とあり、以下、



第2図 改良普及員数の推移

資料：農水省農蚕園芸局普及教育課，婦人・生活課作成。

都道府県が専門の行政担当者（生活改善係）や専門技術員の設置，あるいは生改の再教育を行うよう指示がなされている⁽¹⁰⁾。また昭和26年度の予算から，生改の手当や自転車など，現場の活動にかかる経費が「生活改善普及に必要な経費」として独立して設けられるようになった。

第2図で見るように，改良普及員の中で生改は一貫して少数派である。ただし昭和20年代後半から40年にかけては，農改が減少傾向にあったのに対し，生改は増加傾向にあった。特に昭和20年代の増員は，以上で述べたようにGHQが働きかけたものだったのである。このように，すでに相対的には高い能力をもつ生改に対してさらなるトレーニングを行うことや，増員を図ることについても，GHQの意向が働いていたのである。

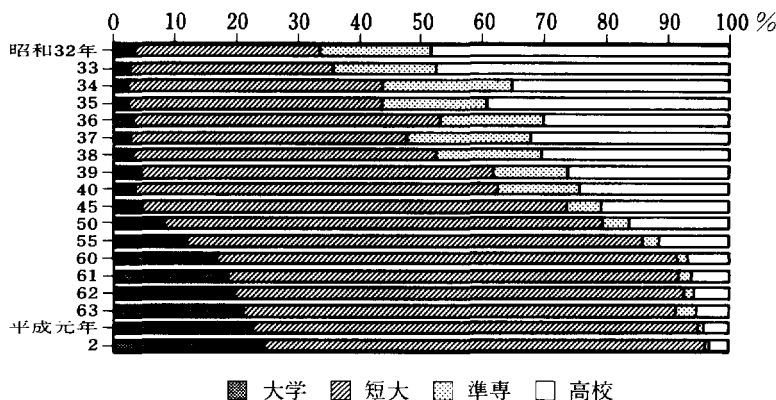
以上のように，生活改善課は昭和23年11月に設置されたが，同課には衣食住等それぞれの分野について合理的な思考力と高い専門性をもち，しかも「奉仕」の精神を備えた人材が登用された。一方では都道府県段階の試験に基づいて，当時の農村内では高い能力をもつ女性である生改の採用が行われた。こう

して昭和26年頃までの間に基礎的な組織が着々と編成されていったのであるが、その過程においては、生活改善課長の人選、生改の増員のように、GHQの意向が大きく作用していたのである。

- 注(1) 以下の記述は、三宅三郎「農事指導 第一章 農業技術滲透方策とその概要、第二章 農業改良助長法の制定及び関係法令」(農林省大臣官房総務課編『農林行政史 第六巻』、昭和47年1月)、973～1039ページに依拠している。
- (2) 拙稿「先進国の農業普及事業の動向——日本、アメリカ、ドイツを中心に——」(『農業総合研究』、第46巻第2号、農業総合研究所、平成4年4月)、134～135ページ。
- (3) 農家の生活を改善するという発想や政策は、戦前にもあった。昭和7(1932)年、農林省が経済更生部を設置し、農家の「自力更生」による農村経済の建て直しを図ったいわゆる経済更生運動である。経済更生運動は、各県に設置された修練農場、あるいは産業組合婦人会、部落主婦会を通じて、消費節約や衛生等の知識を普及する運動として展開する。だが国家総動員体制の中、その趣旨は消費節約によって戦争に協力するというものになっていった。丸岡秀子『日本農村婦人問題』(ドメス出版、1980年)及び前掲板垣邦子『昭和戦前・戦中期の農村生活——雑誌『家の光』にみる——』等を参照のこと。
- (4) 三宅三郎(当時、普及部長)の回顧録による。協同農業普及事業二十周年記念会編『普及事業の二十年——協同農業普及事業二十周年記念誌——』(昭和43年)、307ページを参照のこと。なお当時の農業改良局長は磯辺秀俊である。
- (5) 農業改良普及事業十周年記念事業協賛会・全国改良普及職員協議会編『思い出を語る——農業改良普及事業十周年記念——』(1958年10月)、88～89ページ。
- (6) 当時の日本の家政学の状況については、好本照子・福田はぎの『家政学概論』(日本女子大学家政学シリーズ、朝倉書店、1990年)が参考になる。好本によれば、家政学を科学として確立させようという動きは戦前からあったものの、実際に応用科学、応用経済学として発展していったのは戦後のことである。その背景には、教育改革により新制大学に家政学部が設置されたことがある。また福田によれば、アメリカの家政学(home economics)の成立経緯は以下の通りである。19世紀から20世紀にかけての工業化の進展とともに、家庭経営にも工業経営のように科学(とりわけ化学)や経済学の知識を導入すべきであるという論調がわきおこった。当時、すでに困窮者を対象に、栄養素やカロリーを重視した調理指導などが行われていた。そのような中で1908年にアメリカ家政学会(American Home Economics Association)が設立され、これにより同国の家政学は「しっかりした教育的、科学的基礎に基づく」学問として成立した。
- (7) 大竹啓介は大森松代に関して、生活改善普及事業にとって「巨大な存在」であるとともに、「一つの事業を創設したことにとどまらず、その事業の中軸となる生活改善普及職員という新しいスタッフ集団を生みだし、これを指導し、きたえあげた」という点で、戦前、小作官制度を創設した石黒忠篤と共通するものが見いだされる、と述べている。

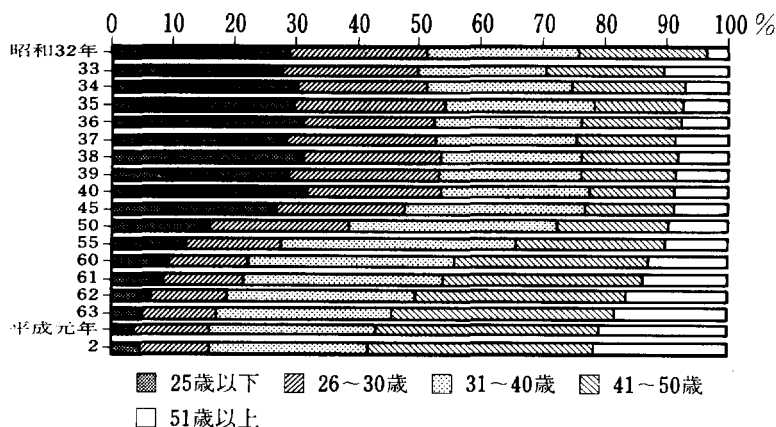
前掲大竹啓介「生活改善課の一隅でのモノローグ」を参照のこと。

- (8) 農林省編集『農林水産年報 1953』（日本農村調査会，1953年7月），259ページ。参考までに生改の学歴別構成，年齢別構成の推移を第3-1図，第3-2図に示しておく。学



第3-1図 生活改良普及員の学歴別構成の推移

資料：第2図に同じ。



第3-2図 生活改良普及員の年齢別構成の推移

資料：第2図に同じ。

歴別構成について特質すべきこととしては、普及員の養成所として都道府県に設置された農業講習所に生活科が併設され（昭和 27 年）、昭和 20 年代後半から 30 年代にかけてその卒業生が次々と生改になったということがある。これによって生改が農家により近い存在になった、という評価もある。

(9) 協同農業普及事業二十周年記念会編、前掲書、12 ページ。

(10) 『普及だより』（第 47 号、昭和 25 年、12 月 1 日）。

（２）生活改善の理念

1) 「農家生活改善推進方策」

生活改善普及事業の内容を詰めるための作業は、組織編成と同時に進行していた。生活改善課発足直後の昭和 23 年 11 月 30 日、農業改良局は官民の有識者を集めて「生活改善に関する懇談会」を開催する。この懇談会は以後、議題を少しずつ変えながら数回開催される。出席者の顔ぶれは多彩である。大きく分けると、今和次郎、香川綾、羽仁説子など戦前からそれぞれの分野で生活改善的な仕事をしてきた人々、丸岡秀子、奥むめお、江上フジ（NHK 婦人課長）など婦人問題の専門家、さらに東畑精一、大内力、福武直などの社会学者である。多くは、のちに研修などの場で生活改善課を支援する。

この懇談会では、生活改善の仕事が過去において取り上げられながら発展しなかった理由、課としての仕事の内容（衣食住、家族関係、生活形成の改善）、指導の対象等が議題として取り上げられた。こうした懇談会の結果に基づき、昭和 26 年 9 月 27 日、普及部長通達「農家生活改善推進方策」が都道府県主務部長宛に出された。そこでは、生活改善普及事業の最終目標が「農家の家庭生活を改善向上することとあわせて農業生産の確保、農業経営の改善、農家婦人の地位の向上、農村民主化に寄与すること」にあり、その分野は「直接家庭生活の中にある生活技術と生活経営の問題」であり、この問題の改善が「営農改善の仕事と関連し合い農業改良普及事業の一翼を担う」とされている。さらに昭和 27 年度の活動内容として、（イ）家事労働の効率化、（ロ）無駄の排除、（ハ）農繁期の生活調整の中から選ぶことが適当、とされている。生活改善課はこの「農家生活改善推進方策」において、生活改善とはどういうものであるか

をはじめて示したのである⁽¹⁾。それは上記に示されたように、具体性のレベルにおいては、「活動内容」の効率化、無駄の排除、生活調整という言葉からも理解されるように、「生活技術」の普及による「生活経営」の合理化ということに要約されよう。同時にそれを通じて「農家婦人の地位向上」と「農村民主化」に寄与することが生活改善の「最終目標」であるという、戦前以来の農村社会に対する認識を踏まえ、かつ戦後の状況を反映した、高い理想が掲げられたのであった。ではこうした「合理性」、「農家婦人の地位向上」、「農村民主化」という言葉に象徴される生活改善の理念は、いかなる要素から形成されたのであろうか。先に事業と組織の形成過程において、GHQの強い意向が作用したことを指摘したが、それと併せてこの通達を起草した懇談会メンバーまで含めて、生活改善普及事業の開始時に深く関わった指導者たちの「生活改善論」ともいべきものを検討しよう。

2) 初代課長大森松代

(1)でも触れたように、大森松代は戦争、疎開を通じて農村に奉仕することを決意し、戦後、GHQの推薦により生活改善課長に就任し、昭和40年まで17年間その職にあったという人物である。第1表に示したように、課長職を退いてから後も、FAOの教育・訓練課長として、あるいは生活改善実行グループの支援団体である農山漁家生活改善研究会の会長として、内外を問わず農家の生活の問題に関わっている。

普及事業開始直後から発行されている『普及だより』に連載された「生活改良普及員の仕事」には、大森のこの事業に関する考え方の基本が示されている。

私達生活の向上とか生活の改善ということをよく言ったり聞いたりするのでありますが、その生活はどういう生活のことで、向上とか改善とかはどの程度であるかと言うことになると余りはつきりしないのであります。私達自身の生活の水準はどうであるか？——現在の日本の生活の水準に対して低いのか、高いのか、低ければどのくらい低いかというようなことをどれだけはつきり知っているでありませうか。(中略)つまり私達は欧米人にくらべて生活そのものを余り大切に考えてはいないということでもあります。女をばかなものとして女はうちのことだけしていればよい、というような考え方、生活を大切にするとどこかばかにさえしている証でございます。また、客

第1表 大森（山本）松代の経歴

1931（昭和6）年	東京女子大学英語専攻部卒
1932（7） 	東京 YWCA 少女グループ教育に従事
1935（10）	
	<渡米>
1937（12）	米国ワシントン大学家政学部卒、 引続きコロンビア大学で食品化学関係研究および Good Housekeeping Institute（ニューヨーク）にて商品実験研究 及び消費者教育に従事
	<帰国>
1938（13） 	東京 YWCA 付属駿河台女学院（短期大学相当）家政学部主任
1943（18）	
	<疎開>
	<終戦>
1946（21） 	
1948（23）	文部省にて新しい家庭科教育の創設、その最初の指導要領作成 に当たる
1948（23） 	農林省生活改善課初代課長
1965（40）	
	<渡欧>
1965（40） 	農林省農政局参事官、国連 FAO 本部（ローマ）栄養局生活部 に出身、教育・訓練課長
1968（43）	
	<帰国>
1969（44）	中京女子大学家政学部教授

資料：山本松代、水沼 有、安孫子智恵著『生活設計の理論と実際——生活水準・生活診断・生活設計——』（光生館、1970年9月）、奥付。

間ばかり大切にしてい居間はうすぐらい片すみのそまつなものであつたり客間や玄関は大きく立派なものでありながら、台所は寒くてきたない設備もないものであつたりと言う形式主義的な住い方も、毎日の生活を少しも大切にしていなからでありますう（第2号、昭和24年1月15日）。

うちのことはつまらないことなどと軽べつしているのでありますが、人間が思想をもち一つの行動をなすには必ず経験と環境が必要であることから考えてみますと、人

間にとって最初の環境と経験であり、また最長の経験であるものは家庭生活であります。外側からの号令一下で動いていた時代にはこのことも余り問題にならなかったかも知れないのですが、一人一人が判断と責任とをもつ民主的な人間になるためにはこの環境と経験が重大な要素になるのであります（同上）。

大森にとって、日本の農家の生活は、「欧米人にくらべて」低かったのだが、それは「生活そのものを余り大切に考えてはいない」ということを意味していた。すなわち生活を大事にする「欧米人」とは逆に、玄関や客間を立派にするという「形式主義」こそが生活水準の低さに他ならなかった。生活水準の低さとは、必ずしも絶対的な窮乏状態のことではなかったのである。

さらに大森は、女性を「ばかなものとしてうちのことだけしていればよい」という状況から解放するとともに、「一人一人が判断と責任とをもつ民主的な人間になるため」の家庭生活をつくりあげてことを重要な任務として認識していた。すなわち大森にとって生活改善普及事業とは、婦人解放でもあり、農村民主化でもあった。

大森は「形式主義」が農家生活のあらゆる場面を覆っていたと強調している。すなわち昭和22年の衣食住のレベルは昭和恐慌時よりも低いものだったという調査結果を挙げながら、

……一人当たりの畳数の問題を例にとってみても、この0.9畳というのは全国の平均でこれ以上はないぎりぎりの計算ですが、或る人々の（特に農家の）生活の場合では計算は一人当り3畳だが実際の住い方が0.9畳というのがあるのです。つまり客間を大切にする余りふだんは絶対に使はないで家族の者がせまい部屋におおきをしているというような場合です。こうした住い方の改善はさつそくにとりあげたい問題です（第4号、昭和24年2月15日）。

つまりふだんの仕事着などは、ぼろでも垢じみていてもちぐはぐでも何でもよくて、たんすの中に晴着さえあればよいといった考え方です。（中略）つまり見栄を飾るよりは自分の毎日の生活の方を大切にすることです。そうなれば、もんぺやももひきは膝がぬけるもの、ぬけたらべたんとあて布をするものなどときめてかからないうで膝がもう少しぬけないですむような形や着方も考えられてきます。またもつと働らきやすくて、その上美しい形のものも出来てよい筈です（第5号、昭和24年3月1日）。

第2には食生活の問題です。この問題は比較的今までも関心の多くもたれた問題ですが、何といつてもまづとりあげねばならないのは食事が栄養的にみて大変片よつていているということです。これは作付とも関連が深いのですが、何としてももつと蛋白質と脂肪を取るようになさなければならないことです。ここでもふだんは出来るだけ粗末なものをたべていればよいという考え方をすてて、健康で力のあふれ出るような体を作つて毎日の生活を楽しいものにするのを考えたいものです（同上）。

ここに引用した「生活改良普及員の仕事」という連載では、衣食住以外にも家族関係の民主化、育児と保健、家計や時間の運用に関する家庭管理といった課題を設定している。それらに共通している考え方は、冠婚葬祭のような非日常でなく日常生活こそが大切である、というものであり、なおかつ従来ないがしろにされていた生活＝家庭生活という「私」領域を、客間に象徴される農村社会のつきあいのような「公」領域と同等に、あるいは優先させて扱うということであった。そして改善の目標として想定されていたのが、アメリカの農家の生活であった。

もともと都市生活と農村生活の間に余り開きのないのがアメリカ生活の特徴の一つですが、今度の旅行では愈々その開きがなくなつたということを感じました。都市から何十哩も離れた果しもない畑の真中に、まつしろな棚をめぐらして低く横に広がつた美しい色合いの近代建築を見るのは不思議な美しさです。そんな家の台所は設備も至れりつくせりで、電気の大きなオーブンは勿論、電気洗濯機、冷蔵庫ではなくて冷凍庫がこの頃では備わつています。そして歩くにも仕事するにも便利で、また戸棚の中まで少しの無駄もなく、しかも美しくまとまっています。こんな台所で仕事が出来たらね……と指をくわえて眺めるより仕方がありません（第38号、昭和25年7月15日）。

このような考え方は、戦前のアメリカや戦後の日本の家政学の、そしてそれらを学んだ生活改善課のスタッフの合理的思考に依拠したものであると考えられる。しかし戦前以来、増産による農家の生活の向上をめざしてきた当時の農林省においては、異質な視点からのアプローチであった。現に大森をはじめ生活改善課の職員は、増産さえ実現できれば自然と生活もよくなるという大多数の職員に対して生活改善の重要性を絶えず訴えていたという⁽²⁾。その陰には、次に述べるような支援者がいたのである。

3) 生活改善課の支援者

生活改善課の支援者は、前述の懇談会メンバーとほぼ重なる。中でも特に生活改善課と関わりが深く、農家の生活について明確な見解を示している今和次郎、東畑精一、小倉武一をここではとりあげたい。

まず今和次郎である。今の業績を概観すると、その対象は民家から始まり、服飾、風俗、生活、家政にまで及んでいる。すでに戦前期に考古学に対抗して考現学を提唱し、独自の農村観を提示していた。戦後は家政学に対抗して生活学を提唱しつつも、生活改善課を様々な面で支えた⁽³⁾。

戦後まもなく書かれた『生活病理学』の中で、今は衣食住それぞれにおいて農家の人びとが困習、儀礼、虚栄にとらわれているという「病状」を図解入りで詳しく説明し、さらに生活改善や生活改善普及事業に対して、次のような見解を示している。

なぜ、農村の生活改善がはかどらないのか。どうして農村の人たちはものごとを新しく考えようとししないのか。このことについて申し上げてみましょう。なぜかという、ひとくちにいえば、村社会または農村生活の中では、理屈よりも習慣がものをいう。焼けてしまっても、また昔のとおり建てる、不思議なくらい習慣が根強いのです。そこでどんな理由で習慣から離れにくいのかといえ、取り上げていいたくなる題目が二つあるのです⁽⁴⁾。

二つの理由とは「迷信」と「殿様時代の昔の行政」であり、それらが客間本位の家屋の構造を含めた諸々の習慣の根拠となっている。すでに各地で活動を始めていた生改が日々、直面していた事柄であった。生活改善が「なぜはかどらないのか」という問いかけに対し、「はかどらせるにはどうしたらよいのか」という実践論が、病人に対する医者の治療になぞらえて展開される。

前にも述べましたが、私は、今日のわが国の生活を新しい合理的なもの、新しい時代のイデオロギーにふさわしいものとするのには、外科的に直さなければならない部面と、内科的に直さなければならない部面とがあると述べましたが、その内科的な方面のことというのは、人間の心、つまり観念にかかわる事項で、家族関係や、社交関係などにみられる病気で、外科的な方面のものは、もっぱら物質に関する、具体的な衣食住、衛生方面などのことです⁽⁵⁾。

内科的な家族関係の近代化の先行こそ、外科的な生活改善をスムーズに運ばせる原

動力だといえるのではないのでしょうか。そして、過去において、外科的な生活改善の呼びかけが、ほとんど効果をみることがなかったという残念な歴史は、家族関係にかかわる封建性、つまり非近代性がその根本のものではなかったか、といえるのではないのでしょうか⁽⁶⁾。

このように今は、生活改善の重要性を十分認識した上で、その処方箋として「内科的」すなわち「家族関係にかかわる封建性、つまり非近代性」の解消が先決であるという問題提起を行ったのであった。そしてそれは家庭生活というきわめて限定的な領域の中の可視的な秩序を重視するあまり、「外科的」生活改善に走っているという、家政学に対する批判でもあった⁽⁷⁾。家政学を根拠としながら農家に働きかけている生改にも、同様のことを指摘している。

在来の女学校、今日の女子大学などで、なるほど、一応の治療法としての家政学は学ぶのであろうが、治療に当たっての基礎知識であるところの、生活病理について学ばないから、彼女たちの書く処方箋は、その病状に、はたして的確であるかどうかについて、彼女たち自身見当がつくまいと思うのである。(中略)「だって、台所改善をやったら家事能率があげれば、私たちの仕事がそれだけ忙しくなって、結局、嫁殺しです」とは、それは極端な言い方かもしれないが、今日の農家の家族関係、姑と嫁との関係を解消してからでなかったならば、それは疲労の加算となるだけの場合があるのである⁽⁸⁾⁽⁹⁾。

戦前から民家の観察などを通じて農家の生活をつぶさに見てきた今和次郎の場合、戦後の生活改善普及事業が、「内科病」の重大さを必ずしも充分には認識していない面、あまりにも早急に目に見える成果を求める面が目についたであろう。もちろんそれは、農改に比べて圧倒的に少ない人数であるにも関わらず、「農家の人びとに直面して、泣きながら努めている」生改に対する応援でもあった。

さて、東畑精一もまた、生改の研修所（現生活技術研修館）の設立（昭和34年）に際してその大きな力を発揮するなど、生活改善普及事業とのかかわりという点では代表格の一人に数えられる。

その東畑は大森と同様に、農家の生活において日常的な部分があまりにも軽視されていることを問題視していた。

どうも日本人の生活では日常生活を大事にするということが殆どないですね。旅の

恥はかき捨てて旅行をすればしこたまご馳走を食うが、家ではお茶漬けばかり食つて日常生活をよくしようと思つておらぬ。或いはお客が来たときだけ御馳走をするとか、客間はポカポカ陽があたつて暖かいのに家のものは寒い裏の部屋に住んでいるとか、たまにあることだけを尊重するという妙な精神が日本人にはあるのだが、そういうものは生活問答などする資格がないと思います。こうした日常生活を考えないという観念がすべての点にあらわれております⁽¹⁰⁾。

しかし私の見聞によれば多くの場合に農家の粗食を云爲するのはむしろ誤つてゐる。粗食でなくして偏食こそ農家の食物についていはずべき問題であつた。如何なる不況の時も大多数の農家は自家生産の栄養の材料をもつてはゐる。ただ季節的にそれらが単一のものに集中すること、また農家はその料理法において工夫するところが少なく、「自然のままに」極めて簡単なる調理をなすこと等のために朝から夕まで、昨日から今日、明日まで、連続した無変化の副食物を摂るのが常例である。この偏食が農家の栄養材料を最も能率的に利用するのを妨げてゐるのではないかと思ふ。食物の無変化、単調、そこでは食卓に何等の話題を齎らさないし、食物はむしろ動物的に摂取される⁽¹¹⁾。

日常生活が軽視されている状態、その端的な例である偏食や変化のない食事に関しては、特に主婦の役割を重視していた。しかし東畑は問題を生じさせる原因を、次のように見ていた。

何故に日本の農村婦人は以上に述べたやうな諸点について今日に至る迄消極的であつたであろうか。何故に彼女等はその生活形態の単調性と自己の個有性^{ママ}の無自覚とを打破り得なかつたのであろうか。その答へは簡単であるが然も深刻である。日本の在来の零細な農業方式が結局のところ彼女達を貧乏暇なく余裕と閑暇とを與えるに至らしめなかつたからである⁽¹²⁾。

主婦は日々、日本農業の零細性ゆゑの過重な農業労働に従事して、生活を顧みる暇がない。したがってその解決は、まずもって農業の改善に求められる。すなわち「彼女等に課せられた生活の改善の道は何よりもその生産形態の基礎改善なくしては十分に拓かれて来ないといふことである。日本農業の零細制^{ママ}と現在の労働方法の克服なくしては問題は永く解き得ない（強調は原文）」のである⁽¹³⁾。

つまり東畑は大森と同様、農家の「形式主義」的生活の中に問題を見、そして生活改善における女性＝主婦の重要性を認識していたが、問題の原因を農業

生産の零細性と当時の労働方法の克服というように、経済学者としての視点から見ていたのであった。

これに対し農業改良局長（昭和25年11月から27年1月まで）で大森の直属の上司でもあった小倉武一は、農民自身に内在する問題を指摘し、その解決があってこそ農業の改善が可能になると考えていた。『農民指導の理論』（初版は昭和29年）の中では、農民について「近代社会にいきているひとびとの特徴といわれる進歩の意欲がとばしい」、「農民と知識階級の間では、（知識階級と庶民階級、都会民と農民という……引用者）二重の断層があるわけである」という認識が示されている。このような負のイメージの「農民的性格」を、「強制」ではなく「教育」によって変えていくのが「教育的手段」である普及事業に他ならないと、位置づけていた⁽¹⁴⁾。そして普及事業が目標とする農民像は、彼が最初に用いた「考える農民」であった。

小倉は、従来の農政がもっぱら「働く農民」を想定してきたのに対し、今後の農政は「活きる農民」、「考える農民」、「夢見る農民」を想定すべきであり、そのような農民が一人でも増えるように努力すべきであるという趣旨の講演を行い、この「考える農民」はのちのちまで影響を及ぼし、普及事業のスローガンになったのである。以下、その講演の中心的部分を引用する。

従来の農政は、「考える農民」ということをまったく問題としませんでした。農民は指導者に盲従させられたのであります。農民が盲従させられたについては、さまざまな原因がありましょうし、その原因は今日でも全部なくなっているわけでもないでしょう。しかし、そういう原因をつき破るにはまず、農民が「考える農民」でなければなりません。考えるということは、盲従に対して自主性を確立する基礎であります。自主性の確立は、とりもなおさず自我の確立であり、民主主義の根底をなすわけであります。のみならず、やがてそれは自らの進歩を夢みることを可能とします⁽¹⁵⁾。

小倉にとっては、盲従するのではなく自主性を持った「考える農民」こそが、戦後の「民主主義の根底をなす」ものであり、「進歩」の担い手であった。この「考える農民」像の提唱は、東畑に代表されるような生活改善に対する批判を受けとめるための、行政担当者の側からの一つの理念の提示でもあったと考えられる。

家庭生活でも、それが農業経営その他によっていかに制約されても、何かの意味において、自由がある限り、改善の余地は存しています。私どもは、家庭生活がまったく他の要因によって決定されていて動かすことのできないものとみることはできないのであります。そして私どもは、家庭生活の改善が農民生活の向上の一つの途であり、更また農業経営の改善への一つの契機をなすことを知っています⁽¹⁶⁾。

問題の根本は農業の零細性にあるという東畑に対し、小倉は農民自身に内在する問題を指摘し、家庭生活の改善が農業の改善につながる、それゆえ農業の改善に優先して生活改善にとりくまなければならない場合もあり、そこにこそ生活改善の仕事の意味があると言ったのである。すなわち「考える農民」が「家庭生活の改善」を通じて、農業経営を改善していくことこそ、生活改善普及事業を含む普及事業全体の目的であった。生活改善をこのように位置づける発言は、当時の農林省内で孤立無援であった生活改善課の立場を十分認識し、かつ他の部局に対して理解を求めるためのメッセージでもあったと言えよう。

特に生改の役割について、小倉は昭和26年に行われた第1回生活改良普及員実績発表大会の講演の中で、次のようなことを言っている。

農家の家庭生活は、台所の暗さが象徴しているように必ずしも明るくない。それを明るくしようとするのが生活改善活動の任務ではありませんか。その仕事を直接に担当する皆さんは、たえず明るい希望、明るい燈火をとぼしていることが大切なことはいうまでもありません。諸氏は農家の人々の家庭生活におけるともしび（強調は原文）なのであります⁽¹⁷⁾。

小倉にとって生活改善普及事業とは、自主性を持った「考える農民」からなる、新しい、民主的な農村社会を作り出すための事業の一環であり、さらに生改は農家の家庭生活からそれを作り出す「ともしび」であったのである。

4) 小 括

初代課長大森松代とその代表的支援者3名の考え方を見る限り、日本の農家の生活のあり方、特に衣食住の中に、日常的部分を大事にしない「形式主義」という問題を指摘するという点では共通していた。だが、その「形式主義」を農業生産との関係でどうとらえればよいのか、何から変えていったらよいのか、という点については微妙な違いが見られた。

まず初代課長大森松代の場合は、農家の生活に見られる「形式主義」や、「私」領域が軽視されている状態そのものを直視し、それらを排除していくことを何よりも重視した。そこに生活改善普及事業の意義を見いだしたのである。この大森に代表される生活改善優先の考え方に対し、東畑精一の場合は、零細性という農業生産上の問題解決を優先的にとらえていた。当時の農林省で大勢を占めていた考え方であろう。

大森と東畑の中間に位置したのが今和次郎である。今は前述のように、「内科的な」家族関係の近代化こそ、「外科的な」生活改善に先行するべきだと言っている。また生活と生産の関係についても、「生活は収入によってまかなわれるものであり、その収入は生産的労働によって得られるものなのだから、生産的改革が先行しなければ、と考えさせられてしまうのである。今日の流行であるかまどを改良して、燃料の経済をはかることなどは、この際としての改善ごとではあろうが、それはあまりに断片的である」というように、生活改善優先の考え方に時折疑問を投げかけている⁽¹⁸⁾。

大森の見解を強力に支持したのは、生活改善を通して「考える農民」を育成し、あるいは「考える農民」が生活改善をすることによって、農業経営の改善も可能になると言った小倉武一であった。

様々な見解がありながらも、生活改善課は責任者である大森に代表される生活改善優先の考え方を貫き通す。その理由としてはまず、そもそもこの事業が上記のように、GHQやアメリカの意向を全面的に受容することによって始まったということがある。また生活改善普及事業の場合、GHQ、アメリカ以外に拠るべき所をもたなかったということがある。この点は同じ協同農業普及事業とはいえ、農業改良と異なる。それらの理由に加えて、同事業の直接の担当者であり、最高責任者である大森がその経歴上、GHQやアメリカと親和性を持ち、かつカリスマ性を有したリーダーであったこと、そのリーダーのもとに生活改善課の職員が「同志的結合」によって結びついていたことも指摘すべき点であろう⁽¹⁹⁾。

以上述べてきたような生活改善の理念は、衣食住に焦点を当てた生活技術の

普及、そして婦人解放、民主主義を最大限に尊重した生活改善実行グループという手段によって実行に移される。以下、個別にその中身を見ていくことにしよう。

注(1) 「農家生活改善推進方策」に関する記述は、前掲『農林行政史 第六巻』、1074～1077ページに依拠している。

(2) 水上元子氏の談話に基づく。なお家政学の思想については、前掲好本照子・福田はぎの『家政学概論』を参照。

(3) 今和次郎の学問に関しては、好本照子「今和次郎の家政論」（未定稿、1986年5月）を参照されたい。

(4) 『家政論 今和次郎集 第6巻』（ドメス出版、1971年）、450ページ。なお、初出は『家政読本』（岩崎書店、1951年）に収録されている「生活改良普及員の登場」という論文である。

(5) 同上、459ページ。

(6) 同上、462ページ。

(7) 『生活学 今和次郎集 第5巻』（ドメス出版、1971年）、49～50ページ。初出は『家庭科学』（1953年8月）掲載の「家政理論にかかわる疑義について」。

(8) 同上、405～406ページ。初出は1952年の『農業朝日』に連載された「生活病理学」である。

(9) 台所改善がかえって女性の負担を重くするという問題については、大森も次のように言っている。

「また貧しい農家の嫁さんたちが「かまどを改善すると、つらい野良仕事がふえるだけだから」といつて、かまど改善に反対されたところもあるそうです。それは悲しい日本の農家の現実の一面を物語っています。くすぶるおくどさんの前で火をたいているときが、お嫁さんにとって一番楽しい休息の時間だというわけです。こういう農家では、かまどを改善する前に解決しなければならない問題を持っています（強調は原文）。」農林省農業改良局生活改善課編集『農家の台所改善——設計の仕方と事例——』（木曜社、昭和29年4月）、12ページを参照のこと。

(10) 「農業の経営と生活の科学化を語る——高松宮様を囲んで——」（座談会記録、『農業日本』、2月号、中部日本新聞社、昭和22年2月、11ページ）。

(11) 東畑精一『農地をめぐる地主と農民』（酣燈社、昭和22年12月）、225～226ページ。

(12) 同上、229～230ページ。

(13) 同上、231ページ。

(14) 小倉武一『小倉武一著作集 第5巻』（農山漁村文化協会、1981年）、162ページおよび197ページ。

(15) 同上、337～338ページ。

- (16) 『小倉武一著作集 第五巻』, 342 ページ。
- (17) 同上, 330 ページ。
- (18) 『生活学 今和次郎集 第五巻』, 478 ページ。
- (19) 前掲大竹啓介「生活改善課の一隅でのモノローグ」を参照のこと。

(3) 生活技術の普及

普及事業開始の翌年、昭和 24 (1949) 年から、ブロック単位ではあるが、生改の研修会もようやく開かれるようになった。第 2 表は、同年 7 月に開かれた九州ブロックの研修会で作成された年間実施計画書である。日常生活の重視、「私」領域の重視という基本的な考え方が、衣食住というような領域別に、また地域の実状や農家の要望に合わせて具体化されていることがわかる。

このような研修会などでは、どうしたら農家の人々の耳を傾けさせることができるかということが話し合われた。そもそも農家側に生活改善に対する興味がなかったり、物が不足していたり、因習や迷信に基づく抵抗がことのほか強い場合もある。そのような厳しい状況下でも、あきらめるのではなく、今すぐ出来ることから試みる。成立期の生活改善普及事業の中で普及された生活技術は、「まず実行ありき」という強い実践性から生み出されたものである。大森は生改の心構えについて次のように書いている。

(生改は……引用者) しかしただ知識技術をもっているだけでは充分でなく、それを農家のために生かして行く理想と熱意をもっている人でなければならないと思います。その熱意や理想も単なる夢ではなくて、ことがらは小さなことであつても、自分の生活のうちに実現されている、あるいは実現されつつあるということが大切なのです。言いかえれば生活改善の実践家でなければならないということです (第 7 号, 昭和 24 年 4 月 1 日)。

しかし「生活改善の実践」といっても、当時の農家の人々は合理的な生活技術をそのまま受け入れるわけではなかった。そこでまず指導対象である農家の現実を認識し、それに基づく具体的な改善課題を取り上げる必要があった。すなわち、

これだけの資格を備えてきて実際に仕事をどう運んでゆくかとなるとまたここに大きな問題があります。それはまづ自分の対象になる村を、個々の農家をよく識るとい

うことです、その経営状態から家族の一人々々のことまでよく理解することです。そして問題の在りかをつきとめ、その中でも今すぐ出来る問題から始めます。この今すぐ出来る問題も個々の農家によつて色々ちがいでしょう（同上）。

相手の興味のないところにまた個々の農家の相異も考えずに只共同炊事をやれやれと一斉にもちかけたところに今まで行われた共同炊事のうまくゆかなかつた原因があると思います。台所改善に例をとつて見ても、一斗樽の上に俵をのせて沢あんを切っている小母さんには、四斗樽の上にみかん箱をのせた上できつた方が腰がいたくないというところから手ほどきを始めて、次の段階には出来上った立派な立流しを備え、

第2表 昭和24年度地区別改良事業実施計画一覧（抜粋）

事業地区	Y 地区	K 地区	S 地区	M 地区
衣の面			夏の衣服改善 衣類のほころび破 れの補綴法指導	作業衣の改善講習 紡毛、糸、綿によ り日常着外出着の 自給
食の面	粉食普及 脂肪蛋白食	粉食普及	栄養に関する研究 講習会 蔬菜、園芸の指導 （副食用）	粉食普及 副食の料理講習 味噌醤油、麴漬物 の科学的指導
住の面	台所改善のための 視察 台所改善初步 便所改善	台所改善 かまどの改善	子供部屋、整備箱 の研究 台所、下水塵溜の 改良	かまどの改善 便所の改善
育児保健の面	医師、助産婦との 連絡をとり育児保 健法の普及指導		育児に関する研究 講習会 保健上より蔬菜園 芸の指導	井戸水の衛生 （便所の改善）
家事経済の面	家計簿記記入の普 及	家計簿記記入の普 及	経済の面からも蔬 菜園芸の指導	
其の他	風俗習慣調査 女性の公民的教養 を高める工夫	冠婚葬祭簡素化の 問題検討具体案を たてる	部落会（婦人青年 団との協力）	健全娯楽の導入 娯楽教養の時間を つくる工夫

資料：『普及だより』（第19号，昭和24年10月1日）。

原注。これらの問題は各地区全部に亘るものではなく、その地区の中の各町村のものをまとめて挙げた。たとえば、M地区の村は胃腸病の多いところから粉食普及に出発しその他の食改善へ、A村は若い人達が作業衣を問題にし始めているというので作業衣の改善から衣の問題全体へ、D村は一部改良便所のあるところから衛生と住の問題、C村は町に近くとかく町の不健全な娯楽にひかれやすいから健全な娯楽へというように。

注。一地区というのは、いずれも当時の2、3町村からなる範囲である。

第3表 生活改善実行グループがとりあげた課題（生活技術）と生活改良普及員の援助（全国）

	課題（生活技術）	主な課題としてとりあげた生改グループの数 （注(1)）	生改が援助した部落数 （注(2)）	採用した農家数/部落の全世帯数（%） （注(2)）	実施した年数（大体何年の実績か） （注(2)）
住宅設備の改善	かまどの改善	955	43,187	30.9	6.7
	台所の "		40,689	25.6	9.9
	風呂の "		26,745	16.4	6.4
	便所の "	79	17,831	18.7	6.3
	住宅全体の "	34	16,530	8.7	6.2
	給水設備の "	250	23,618	26.9	6.1
	排水設備の "	23	16,496	17.9	5.9
	暖房設備の "	—	12,927	33.7	5.4
	太陽熱利用タンク設置	230	17,367	13.0	4.5
食生活の改善	Ca 強化味噌	230	19,065	29.2	4.8
	保存食	975	49,269	48.8	6.4
	粉食（パン）	169	13,649	27.0	5.4
	粉食（めん類）	—	24,483	48.1	5.9
	小家畜飼育	108	33,141	42.6	6.2
	作付計画	346	17,715	31.4	5.3
共同施設の設置および利用	農繁期共同炊事	356	2,613	24.4	4.8
	共同製パン所	—	2,429	44.3	4.7
	食品共同加工所	106	1,354	33.4	4.6
	共同菜園	—	1,305	21.1	4.2
	共同裁縫所	29	89	36.4	4.8
	共同洗濯所	20	602	30.2	4.8
	共同浴所	2	207	29.1	4.7
	季節保育所	95	5,196	34.5	5.7
その他主な改善事例	改良作業衣の着用	630	25,975	40.2	6.2
	家計簿の記帳	382	16,330	25.9	5.6
	農休日の設定	65	10,965	41.8	5.4
	日用品の共同購入	65	15,923	52.4	5.4
	蠅蚊の共同駆除	259	25,153	48.1	5.2

注(1) 農業改良普及事業十周年記念事業協賛会編『普及事業十年』（昭和33年10月），196～197ページより作成。

(2) 農林省大臣官房総務課編『農林行政史 第十巻』（昭和48年1月），869ページより作成。

今度は離れたかまどを近づけて更に能率をあげるというところまでさまざまな段階があるわけであります（同上）。

大森が認めるように「今すぐ出来る問題」、すなわち生活技術を適用する場面は、農家や地域によって異なる。だからこそ第2表のようなメニューが必要になる。とはいえこの時期の生活技術の中には、生活改善課が大多数の農家にとって「今すぐ出来る問題」であると認め、それを解決するために自ら開発し、普及を推し進めた生活技術がいくつかあった。第3表は後述する生活改善実行グループがとりあげた生活技術の一覧であるが、このうち「かまどの改善」、「台所の改善」、「保存食」は4万以上の部落で生改の援助があったことからわかるように、特に重点的に普及が試みられた生活技術であったと言えよう。ただし重点的であるほど採用した農家の割合が高かったかという点必ずしもそうではない。たとえば4万余の部落で生改が普及を試みた「台所の改善」は全農家の4分の1程度しか普及しなかったのに対し、2万5千の部落で試みた「蠅蚊の共同駆除」は半数近くの農家で採用されている。

重点的に普及が試みられた生活技術の例として、生活改善の代名詞ともなった「かまどの改善」をとりあげよう。一口にかまどの改善と言ってもその方法は地域によって様々である。共通していたのは、「くど」にロストルや囲いをつけて燃焼効率を高めること、煙突をつけて煙が屋内に充満しないようにすることである。たとえば第4図の①のタイプの改良かまどは、手持ちの材料を使ってかなり安上がりになる。だが②のタイプの改良かまどの場合には、6～8千円はかかる。昭和25年の年間平均農家所得は約20万円であるから、半月分に相当する。そこで農家の女性たちが卵や兎などを売って、改善のための費用をまかなうということがしばしば行われた⁽¹⁾。

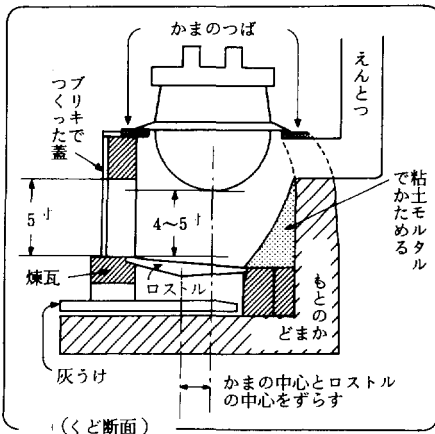
生活改善課がこのようなかまどの改善を推進した理由としては、当時の農政の課題として森林資源の保護が緊要であったこと、煙がひきおこすトラホーム患者が農家に多かったことがある。だがそれに加えてアメリカの普及事業に学んだ結果でもあった。

そもそもアメリカで生活改善の普及事業が始まった契機の一つは、ある地方でトマ

トがとれすぎて畑にころがって腐ってしまうのを、もったいないからこれをどうにかしようと、簡単な水煮のビン詰にすることを指導したことが始まりということなのです。そこでこのアメリカのとれすぎたトマトの利用指導に当るものが、日本では何であろうかと、当時、まだ七、八人しか職員がいなかった農林省の生活改善課では、いろいろ検討をした結果、当時農村で使われていた効率の悪い、しばしば火事の原因にもなっていたかまどの改善ではなかろうかということになったのです⁽²⁾。

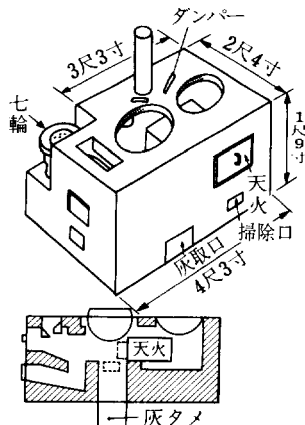
かまどの改善の発想は、アメリカの農村で普及されたトマトの利用技術にヒントを得つつも、さしあたっての問題にどう対処するかという、きわめて実践的な問題意識にあった。当時市販されていたかまどは、パン屋など業者向けのものばかりであり、そのまま農家にもちこむわけにはいかなかった。そこで試験場の技師や農家の世帯主などとともに試行錯誤を重ねた結果、だんだんと改良かまどというものが出来上がったのだという。このように、かまどの改善は

① 簡単な改良かまど



資料：『普及だより』(第24号，昭和24年12月15日)。

② 居間式万能かまど(福井)



資料：竹内芳太郎代表編集『図集・農家の台所』(農山漁村文化協会，昭和29年3月)，79ページ。

その開発過程からして本来、アメリカの生改の活動をヒントにしながらも、生活改善課が日本の農家の実状を鑑みて自ら開発したイノベーションだったのである。

それでも全国的に普及する過程では、様々な因習や迷信に基づく強い抵抗にあった。ある生改は、昭和25年から30年にかけての自分の活動を次のように回想している。

赴任して、2ヶ月経ったある日、K村の小学生にトラホームが多いことを耳にした。さっそくこの村の講習会に出かけたとき、親を視察してみたら、目の赤い人が多かった。原因は煙突のないかまど、いろりのせいだった。(中略)「この壁に穴をあけて、ストーブの煙突を出して、いろりを改善してみましょう」ともちかけてみたが、やれそこは鬼門だ、金神さんがおられるから、さわったり、こわしたりしてはいけないという始末で相手にしてくれない。暗い台所の壁は、想像以上に厚かった。それから毎日のように、スライドを持ち、図表を持って、こうした迷信を打破するために、昭和25年から30年頃までは新生活運動のキャラバン隊の一員に加わって、くりかえし、くりかえし講演をしてまわった⁽³⁾。

かまどに関する迷信の中にはこのように焚口の方位を限定するものが多かったが、「春はかまどをいじってはいけない」、「秋にかまどの造作をすると病人が絶えない」のように改善の時期に関するもの、あるいは「妊婦がいる家でかまどの改造、移転はできない」、「妊娠中にかまどを修理すると悪い子が生まれる」というように嫁の立場と結びついたものもあった⁽⁴⁾。

かまどの改善という生活技術は、このような因習や迷信の抵抗を受けながらも、実際的なものであったがゆえに、昭和38年までの間に150万もの農家に普及し、しかも実際的なものであったがゆえに燃料革命や高度成長とともに存在意義を失う。あくまでも「今よりはよいかまどにしよう」という目的のためになされたものだったのである。

だが高度成長以前は、燃料を節減する、家事労働を楽にする、トラコーマを予防するという「外科的」な治療法であったと同時に、因習や迷信を廃絶する、家事に携わる主婦や嫁の意見が家の中に反映するようにする、家族関係を民主化するという「内科的」な治療法でもあった。少なくともそのような意図を

もって普及されたものだった。さらに重要なのは、かまどの改善は最終目標ではなく、それがきっかけとなって台所の改善などに発展していくという下位目標に過ぎなかったということである。そのような意味で、かまどの改善は「コア技術」（核となる技術）と言われたのである。

生活改善課はこうした実際的な生活技術の普及を通して、典型的には今和次郎に見られたような同課の方針に対する違和感を克服しようとしたといえよう。

注(1) 竹内芳太郎「貧しさの中の台所改善——愛知県七郷村一色部落の場合——」, 竹内芳太郎代表編集『図集・農家の台所』(農山漁村文化協会, 昭和 29 年 3 月), 4~5 ページ等を参照。

(2) 山本松代「三一年目からの生活改善普及事業——今日までのことこれからのこと——」(『生活研究 36』, 第 12 巻第 3 号, (社) 農山漁家生活改善研究会, 昭和 54 年 4 月), 3 ページ。

(3) 農政調査委員会編『日本の農業 121 ある生活改良普及員の記録——農家の主婦の命を守った 30 年——』(1978 年), 特に小川照子「第一部 課題へのアプローチ」を参照。引用部分は同書の 6 ページ。広島県の事例である。

(4) 『普及だより』(第 100 号, 昭和 28 年 3 月 15 日)。

栄養改善もまた多くの抵抗にあった。前述の小川照子は、次のように書いている。「いうまでもなく動物性蛋白質の不足にあった。そこで、縁の下で 10 羽養鶏をやって、みんなで卵を食べようと提案した。そこまではすんなり農家も賛成した。問題はその後である。私のネライは廃鶏の解体利用だった。だが、殺生をすれば、物をいわぬ子ができるとか、三ツ口の子が生まれる等と、いたるところで抵抗があった。(中略) 最初のうちは言葉につまったが、後日私は、この話をする時には、当時 3 歳ぐらいになった長女の可愛らしい写真を、かばんの中に入れて歩くことにした。「大丈夫、この長女が私のお腹にいる時から、私は何百羽ものとりを殺して解体講習をし、その肉を試食してきたけれど、このとおり生まれた子は、ちゃんと、まともな顔をしないとよ」と写真を出してみせた。」(小川照子, 前掲書, 11~12 ページ)。

(4) 生活改善実行グループの育成

1) 生活改善実行グループの発想

かまどの改善にしろ栄養改善にしろ、事業の発足当初は生改が農家を一軒一軒まわるという方法がとられていた。だが上記の昭和26年9月に出された「農家生活改善推進方策」には、「普及員の活動は地区内農家を対象にするが、その中から意欲の高まった数箇の部落に対し、重点的に濃密指導を行なうこと」が示され、次第に普及の対象が個別の農家から農家の集団へと移されることになった。

このような「濃密指導」がなされるようになったのは、普及の効率化のためだけではない。改善された生活を絶えず維持し、更に自分で問題を発見し創意を働かせつつ、これを解決するという「自主的」な農民を育成することが重要であるという観点から、まず意欲のあるところを重点的に指導し、そこに生活改善実行グループ（以下、生改グループと略）を育成して普及活動の拠点にしようという意図に基づいていたのである⁽¹⁾。

生活改善実行グループの発想自体は、すでに昭和26年以前の『普及だより』の中に見られる。農家の女性の場合、東畑精一も指摘したように日々の農業労働ゆえに生活のことを考えるゆとりがなかった。さらに「家」的家族関係ゆえに、野良で世間話をするこすら非難の対象になった。それゆえ、まず農家の女性に対して、外出するための「正当な」理由を与えることから始めなければならなかった。

農家の婦人といえば、昔から夫の陰にかくれて台所の仕事と子どもの面倒をみる外には、ただもう労働に全身身を打込んで参りました。とくに農繁期ともなれば裁縫や洗濯などはかえりみられず、睡眠さえ充分とれないような状態が今なお続いております。(中略) このような人達に一ヶ月に一度でもいいから婦人の日をつくつて、彼女らの望みを幾分でも叶えてあげることは出来ないものでせうか。この婦人の日は過重な農業労働から解放されて、それこそ望通りに、育児、炊事、裁縫に専念したり、また村や町で催される生活改善の講習会などに出席するようにして、おいしい料理の実習や新しい生活の知識がえられるようにしたいものです(第7号、昭和24年4月1日)。

この「月に一度の婦人の日」が、生活改善実行グループの会合として実現す

るのである。

しかしながらこの生改グループの発想もまた生活技術と同様に、アメリカの影響なしにはなかった。大森による次のような文章がそのことを示している。アメリカの貧困な農家とその生活改善のために奔走する当地の普及員の活動について、大森は次のような感想を述べている。

トタン屋根の家は全体にゆがんでいてドアなどもかしいでいるので下の方にすきまが出来、風よけにキャンバスがはつてあるという始末です。台所兼食堂という部屋がありましたが只薪のストーブがあつてそのヨコに鍋類が二つ三つかかっているだけでした。流しの設備もなく、どこでやさいの仕度やお皿洗いをするのかというと、出入口のさしかけの所に流し台があり、その横にバケツに水がくんであつて、ひしゃくがはいっていました。お茶をいれましようと言われましたが、いいえいえとあわてて断わらなければならない程でした。この主婦であるおばあさんの服装もボロボロで丁度この家のようにでした。オーバーのボタンは一つもなく破れたボタン穴に安全ピンを通してとめていました。(中略) この地区受け持ちの生活改良普及員は大変熱心な、しかもこの仕事をもう二十年以上続けているという経験の深い人で、どの階層にもクラブを作るように努力をして居ると言われました。特にこうした貧しい人たちのためにクラブを作るように非常に苦心をされているのに感心しました (第38号、昭和25年7月15日)。

大森は昭和25年のアメリカ視察で、「クラブ」という農家に対する指導方法に大いに学ぶべき点を見いだした。上記の引用はその視察の感想である。農村に「奉仕」することを決意した大森の目には、生改も農家の主婦もクラブ活動によって貧しさを克服しようとしていることが、前述のような家庭電化製品に囲まれた豊かな生活にもまして尊いものとして映ったのである。

大森の帰国後も、昭和25年から32年までの間、同課の職員や県の専門技術員が農村や生活改善普及事業(extension of home economics)の視察や研修のために集中的に渡米している。その大きな目的は、農村の女性からなる「クラブ」に対する指導方法を学ぶことであった⁽²⁾。

2) 「考える農民」の育成

アメリカの普及事業からヒントを得た生改グループは、本来的には、戦前からあるような上からの組織でなく、生活改善という特定の目的を共有する人々

によって「自主的」に結成された集団である。その点では4Hクラブ、PTA、労働組合と共通している。いうまでもなく「自主的」という言葉には、当時の日本の指導者層の民主主義に対する熱い思いがこめられている。その端的な例が、前述の小倉武一による「考える農民」であった。

生改グループは、まさに小倉が言うような「考える農民」からなる、あるいは「考える農民」を育てるための集団に他ならなかった。生活改善課の指導書には次のようなことが述べられている。

グループを集団思考の場とするのはむしろ最近の新しい考え方で、従来はこれは受入組織とか、受入体制という言葉が示すように、これは一つの事項の伝達を早くする場、或いは仕事促進の場として考えられてきたのです。隣組、部落会、婦人会、〇〇婦人部等みんな、何かの事項の伝達の場であり、仕事促進の場でありましょう。(中略) グループを育成するということが単なる仕事促進の場であり、受入体制として終わるならば普及事業の大きな柱の一つは立たないか、立つとしてもひどく貧弱なものとして終わるでありましょう⁽³⁾。

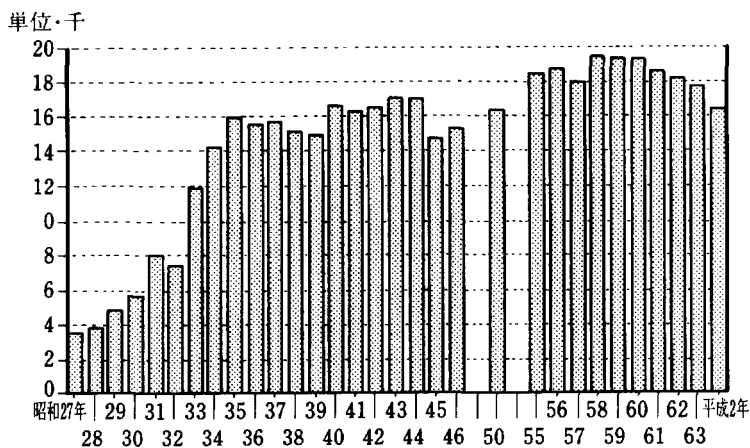
このように「集団思考の場」であることによって、戦前からある婦人会のような「受入組織」、つまり全員加入式の集団と峻別された生改グループは、通常月一回程度の定期的な会合をもち、第3表にあるような課題(生活技術)をとりあげた。生改が重点的に普及を試みた課題ほど、とりあげた生改グループ数が多いことがわかる(ただし前述のように、採用した農家の割合は別問題である)。会合に際して生改は、特定のグループ員が主導権を握るのではなく、どのグループ員も一定の役割を果たし、自由に発言できるような場づくりを心掛けた。そして殊更、個々のグループ員が自分の頭で考え、かつ「実行」ということを重視した。かまどの改善にしても、前述のように最初は家族の反対に会う。だがグループ員の誰かが、かまどの改善をする。するとそれを見た他のグループ員が、「私もやってみようか」という気になる。どのような改良かまどが最も自分の家にふさわしいか考える。改善の時期を考える。予算を勘案する。家族を説得する。かまどを改善する。このようなグループ・ダイナミクスの過程を通じて、かまどの改善が普及することを、普及員は側面から援助した⁽⁴⁾。

第4表 生活改善実行グループがとりあげた課題（生活技術）と普及員の援助（一生改グループの場合）

	課 題			普及員が援助した事項	普及員の目標
	勤労者としての健康維持	家庭生活の合理的な運営	家族並びに部落の民主化		
昭和26年				(1) 生活改善についての座談会 2回 (2) 養鶏講習 2回 (3) 養鶏についての幻灯	(1) 生活改善に対する認識をもたせる グループ同志の気持のつながりをよくするため
昭和27年	・育雛および養鶏 ・山羊、子牛飼育	・頼母子講による生活改善計画立案 ・台所の窓明け ・かまどの改善 ・寝室、便所改善 ・物の整理整頓 ・虫、回虫の駆除、ネズミの駆除 ・衣類の更生	・グループの会合は必ずリーダーの音頭で豊年踊りや盆踊りをする。 ・卵の共同出荷	(4) 改善資金を得るための養鶏と共同出荷 (5) 物の整理整頓 (6) 衣類の更生 (7) 農休日を月1回に決める (8) 台所の窓明け (9) かまどの改善 (10) 便所の改善 (11) 寝室の改善 (8)～(11) までの計画立案	(4) 改善資金を得るための自主性と積極性を培う (5) 身の改善事項を気づかせる (6) 同上 (7) 無理な働きをさけ充分休養をとる (8)～(11) につき実状にあった夫々の長期短期計画を立案し無理をせずに改善することを知らせる

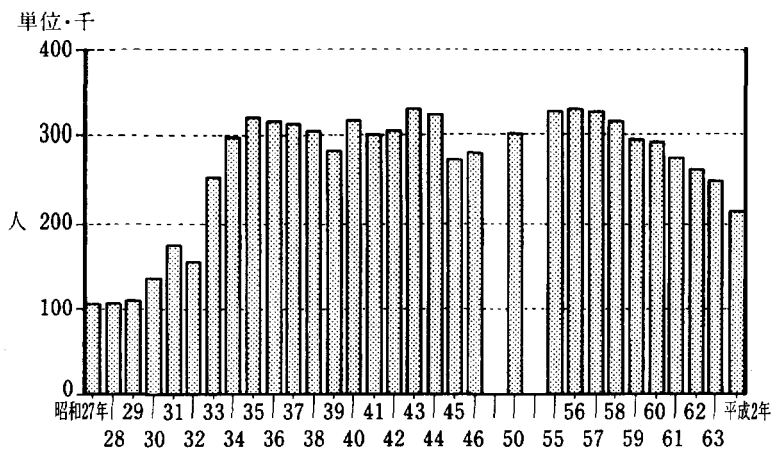
資料：農林省振興局普及部生活改善課編『生活改善実行グループのあゆみ（第10回農家生活改善発表大会）』（1962年）、165～179ページ。

注：大分県の中山間地帯で経営主25名、主婦33名によって結成されたグループの事例である。



第5-1図 生活改善実行グループ数の推移

資料：第2図に同じ。



第5-2図 生活改善実行グループ員数の推移

資料：第2図に同じ。

生改グループに対する生改の援助を一つの事例について見ると、第4表で示すようにまず大きな目標（たとえば「家庭生活の合理的な運営」）を設定し、その目標の下に一年間で実現可能と思われる小さな目標（頼母子講による生活改善計画立案）を、さらにより小さな目標（改善資金を得るための養鶏と共同出荷）を設定し、それぞれの目標達成に際して個々のグループ員が「自主性」や「積極性」を培うように仕向けていたことがわかる。

このようにして「育成」された生改グループの数は、第一回実績発表大会が開かれた昭和28年の時点で約5,200（約12万8千人）に達していた。以後、昭和58年まで増加傾向を続け、平成6年3月の時点でなお10,225グループ（約10万8千人）が活動を続けている（第5-1図、第5-2図）。

生改グループの全国的な広がりには、確かに「考える農民」育成という行政側の意図ぬきにはなかったことだが、農家の側にも「たまには姑の目から逃れたい」というものまで含めて、グループ活動への参加意欲が用意されていたと見ることができる。多くの生改グループは、「受入組織」、「仕事促進の場」である婦人会のような集団にあきたらない農家の女性たちから、時には経営主も巻き込んで結成された。もちろん生改グループと農協婦人部と婦人会と、メンバーが重なる場合もしばしばあったが、そのような場合でも生改グループは農家の女性が「一番気が楽に自由に発言できる」場という存在意義をもっていたのである⁽⁵⁾。

注(1) 前掲協同農業普及事業二十周年記念会編『普及事業の二十年』、14ページ。

(2) もちろん昭和27年の独立時まではアメリカからの派遣があった。昭和23年から25年にかけて、同国の普及事業の権威者である人々がGHQ天然資源局の要請により派遣され、指導者となった。生活改善の分野では、連邦農務省の専門家であるメアリー・コーリングスが昭和25年2月から翌年1月にかけて滞在し、事業の具体的な進め方や普及員の再教育について精力的な助言指導を行った。氏を迎えてからの生活改善の仕事の伸び方は「旱天に慈雨を得た萌芽の感」であった、という印象を関係者に与えている（『普及だより』第53号、昭和25年3月1日）。

(3) 農林省農業改良局普及部生活改善課編『生活改善普及活動の手引（その1）』（1954年11月）、6ページ。

- (4) 吉田佐柄子氏の談話に基づく。なお記録としては、平田豊恵「私のグループ育成援助について」、農業改良普及事業十周年記念事業協賛会編『普及活動の記録』(昭和33年10月), 211~228ページなどがある。
- (5) (財)日本農業研究所編『「農業事情調査」報告書(第22輯) 生活改善普及事業について』(昭和54年3月), 15ページ。

(5) 成立期の理念とその形成要因

以上、成立期の生活改善普及事業の理念とその形成要因、さらに理念の実現手段を現場の普及活動の中で検討したが、その結論を1で述べた第1の課題に即して要約しよう。

まず生活改善普及事業の理念の形成要因についてである。終戦直後からGHQによって推し進められた農村民主化三大改革は、戦前の技術指導システムを真向から否定するものだった。協同農業普及事業の推進母体となる農業改良局普及部は昭和23年8月に発足するが、同事業の根拠法である農業改良助長法は基本的な目的においてアメリカのスミス・レーバー法に酷似しており、同法によって「農民生活の改善」のための普及、研究が初めて農政の一環として位置づけられた。

同年11月に設置された生活改善課は、GHQの推薦による、アメリカと親和性の高い女性を課長とし、その課長のもとに衣食住、保健等の分野で高等教育を受けた高い専門性をもつ人材が職員として集められる。一方では都道府県段階で試験を通じて生活改良普及員が採用されるが、その多くは若く高学歴の女性であった。こうした専門性と高学歴という職員、生改の資質が、アメリカの生活改善をモデルにし、合理性を重視した事業を推進することを可能にしたと言えよう。逆に言えば、そのような職員や生改の資質に関しても、GHQの意向が反映していたのである。

次に生活改善の理念についてである。生活改善の理念は、公式的には昭和26年の普及部長通達「農家生活改善推進方策」によって、「農家の家庭生活改善向上」、「農家婦人の地位の向上」などのように初めて示される。その趣旨は、「生活技術」の普及による「生活経営の合理化」ということに要約されよう。それ

を通じて「農家婦人の地位向上」と「農村民主化」に寄与することが生活改善の「最終目標」であるという、戦前以来の農村社会に対する認識を踏まえつつも戦後の状況を反映した高い理想が掲げられたのである。そして同通達の起草者の多くは、このような理想に同意し、生活改善課の諸活動を支援した。

初代課長大森松代が『普及だより』の中で示した農家生活観は「形式主義」的である、あるいは「私」領域が軽視されているというものであり、大森はいかにしてそのような状態を「改善」するかということを最重要課題に据えたが、このような生活改善優先の考え方は、当時の農林省においては異質なものであった。代表的な支援者によっても様々に受けとめられた。たとえば農業の零細性打破を第一に考えた東畑精一、家族関係の民主化等の「内科的」治療を重視した今和次郎などの考え方とは微妙に食い違ったのである。ただ小倉武一は、家庭生活を変えていくこと、すなわち生活改善が、「考える農民」の育成という戦後の農政が歩むべき基本路線にとってきわめて重要であると認めていた。小倉によって支持された生活改善優先の考え方は、組織編成の経緯に加えて、大森のカリスマ性、課職員の「同志的結合」によって貫き通された。そしてアメリカの事業にヒントを得た生活技術や生改グループを通じて実現され、そのことによって今和次郎との食い違いまでもが克服されようとしたのである。

さらに理念の実現手段についてである。生活改善の理念を実現するためにとられた手段は、生活技術の普及と生改グループの育成であったが、これらはいずれもアメリカの普及事業がもつ実践性、民主性に触発されたものであった。普及された生活技術は衣食住全般に及び、その中には「かまどの改善」のように生活改善課が自ら開発し、重点的に普及を試みたものもあった。また、生改グループは小倉武一が提示した「考える農民」からなる「集団思考の場」として、あくまでも特定の目的を共有する人々（多くは農家の女性）による「自主的」な集団としてその結成が推進され、婦人会のような全員加入式の組織とは峻別された。生活技術の普及は、当初「かまどの改善」のように因習と衝突することもしばしばだったが、生改グループを通じて、農家に潜在的にあった参加意欲を吸い上げることによって進展していった。

以上の要約からもわかるように、生活改善課がもっていた生活改善の理念は、GHQ色の濃い組織編成に制約される形で形成された。理念とその実現手段は農林省あるいは農村における異質性、アメリカとの親和性という点で共通している。換言すれば、これらの特質が理念と実現手段を強固に結び付けていたのである。こうした理念や実現手段は、農業基本法、高度成長を経て変化していく。

3. 高度成長以降の展開

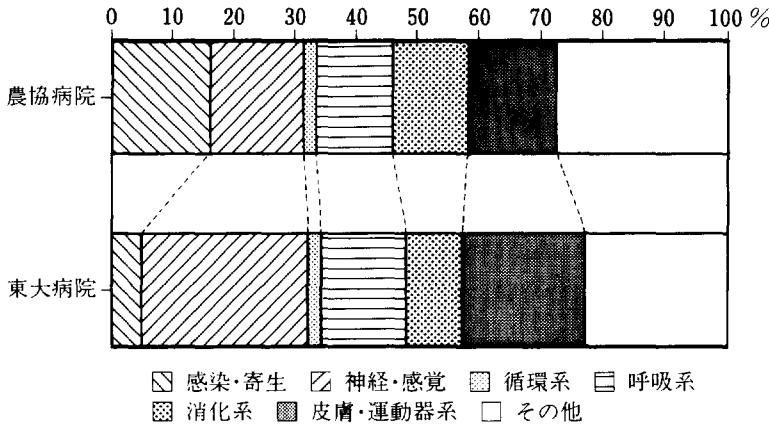
(1) 『農家生活白書』

農業基本法はその序文で、農業従事者と他産業従事者間に見られる生活水準格差の是正をうたっている。これは終戦後の経済が立ち直るとともに工業の生産性が拡大する一方で、農業は依然として零細であり、そのため勤労者世帯の所得が農家世帯の所得を上回るようになり、次第にその差が拡大していったことの反映である。

農業基本法制定の翌年である昭和37年、生活改善課は農家と非農家（勤労者世帯）間の生活水準格差を示した『農家生活白書』を発表する。そこでは昭和30年代前半における生活水準格差が、厚生省の『国民栄養調査』、総理府の『家計調査』等の統計を用いながらつとめて数量的に示されている。生活水準は、健康、労働条件、慰楽・文化、育児・家庭教育、生活設備および生活環境、消費という項目でとらえられた。

まず昭和30年代始め、農業従事者は栄養、住宅、睡眠時間の点で他産業従事者より多くの健康阻害要因をかかえ、死亡率も高かった。農村部と都市部の疾病を比べると、農村部では伝染病、寄生虫病の割合が圧倒的に高かった（第6図）。また農村の場合、農作業の忙しさや医療施設の乏しさが、病気にも関わらず治療を受けない「潜在的疾病」患者を生み出していた。

健康と密接な関係にある労働条件の面では、農家の主婦の労働負担の大きさが指摘されている。これは機械化が不完全であり、台所などの住宅設備が非効



第6図 農村部と都市部の疾病比較 (昭和30年)

資料：農林省『農家生活白書』，14 ページ。

率的であることに加え、次三男だけでなく、経営主、あとの兼業化が進み、主婦が農作業を肩代わりするようになった昭和30年以降の労働力移動にもよる。昭和35年時点では田植え機、コンバインは一般にはまだ利用されておらず、動力耕うん機、トラクターのある農家も全体の一割強に過ぎなかった。また兼業化に関しては、在宅者で新しく勤務の仕事についてた人の数は昭和33年から35年にかけて約15万人から29万人に増加した。うち経営主、あとの占める割合は、それぞれ6%から8%、19%から21%へと増加している。

個々の農家を取りまく農村部の生活環境は、交通機関や電気、ガス、上下水道というインフラ整備の点で都市部、特に大都市に比べ格段に遅れていた。農家と都市勤労者世帯の耐久消費財所有率を比べると、自転車、オートバイについてのみ農家の所有率の方が高いが、これは交通機関の未整備の反映であった。

このように『農家生活白書』は、農家や農村の生活が都市勤労者世帯や都市の生活に比べ遅れている、だからその格差（生活水準格差）を縮小しなければならない、その生活水準格差は農業の生産性向上、農村部のインフラ整備によって縮小されるという認識、すなわち農業基本法と共通する認識のもとに書

かれていた。成立期の生活改善課に見られた、農家の生活から「形式主義」を排除するという理念、そしてそれを何よりも優先するという生活改善優先の考え方は、ここにおいて変化せざるを得なかった。

もちろん当初の理念が当てはまる現実が消え去ったわけではない。前述の「潜在的疾病」もその一つである。また農家の所得、家計費は相対的に低い、その中でも保健衛生費、教養娯楽費の割合が低いのに、対し、飲食費、交際費、臨時費の割合は高い。飲食費は別としても、交際費や臨時費のような「非日常」、「公」領域への出費は依然として大きかった。さらにまた農家の子供の学力の低さは、農作業を手伝うための長期欠席や、学校教育に対する「家庭の無理解」のせいであった。

けれどもこのように農家の人々の「意識の低さ」を問題視する場合でも、農業の生産性の低さや、家族関係の問題点が同時に指摘されている。

日本の農業は、長いあいだ勤労主義、物量増産主義でささえられてきた。これは、日本の農業の生産性の低さに見合うものである。このため農家の人々の間では、慰楽とか文化ということが正しい意味で受けとられることが少なかった。そういうものは百姓にとっては、不必要なことであり、ぜいたくであるという考えが支配的であつたし、現在でも、そのなごりは強い。農家では、村のつきあいやむをえないから、というような事情と結びつけて楽しみがもたれることが多い。したがってそういう楽しみ方には、多分に、部落における家と家の関係や、家父長制的家族関係が反映されることになる⁽¹⁾。

農家の生活の状況を論じたこの記述は、東畑や今の考え方を想起させる。

この『農家生活白書』は、昭和20年代後半から30年代前半にかけての日本経済の変化、それに伴う農村から都市への労働力流出という農家の生活を揺るがす状況とともに、生活改善課が当初もっていた理念をどう変化させたかを物語っている。しかしながら昭和35年以降、高度成長が本格化する中で、農家の生活はさらに大きく変化するのである。

注(1) 農林省振興局生活改善課『農家生活白書』(大蔵省印刷局、昭和37年5月)、26～27ページ。

（２）高度成長の影響

昭和 35 年以降、農家の耐久消費財普及率は急激に上昇する。テレビの料理番組などを通じて、農家の人々は生改以外から衣食住に関する情報を簡単に入手できるようになる⁽¹⁾。この背景にはいうまでもなく、兼業化によって農外所得が増大し、昭和 39 年には農家所得が非農家の所得を上回るようになったこと、また昭和 26 年には 40 万人だった中卒、高卒の新規学卒就農者の数が、40 年には 6 万人に激減したことに現れるように、若年層を中心とする農村部から都市部への労働力移動がさらに進んだことがあった。

このような高度成長の影響を、生活改善課はどのようにうけとめたのだろうか。

耐久消費財が増え、生活様式が都市化してゆくにしたいが、（農家の生活は……引用者）部分的には進んでいる面があります。特に都市近郊においては、最近特にその傾向が強く、個別技術的には頗る高い部分があります。しかし、生活全体を総合してながめたとき、生活のバランスがくずれ、いびつな姿になっていることが多いのです。

都市の家庭もそうですが、特に農家の生活はいびつであることが問題です。生活というものはそれぞれ部分の総合的なバランスがとれていることが大切なことです。そしてバランスを保ちつつ向上してこそ、いつも元気で働ける健康な生活、合理的な運営されている生活、次代を担う優れた子供が育つ環境の整った生活、民主的な家族生活ができるのです（第 215 号、昭和 37 年 4 月 15 日）。

高度成長期においてもなお、否、高度成長期だからこそ生活に着目し、しかも部分的ではなく全体をとらえることに生改の存在意義が求められた。大森松代の後任として昭和 40 年から 10 年間生活改善課長を勤めた矢口光子もまた、生活を総合的に「診断」することの大切さを強調した。それは急激な経済成長の中で物質的豊かさが最優先されることへの危惧の念、あるいは自殺や離婚の増加に見られるような社会的不安増大への危惧の念と結びついていた。

今日の課題である主婦労働、消費攻勢等の課題は、経済、物質を重視する余り、人間として必要な労働、時間、空間の合理性を極端に等閑視したことに由来すると云っては過言であろうか（第 275 号、昭和 43 年 1 月 15 日）。

個室の確保、ということが、どれほどの意味をもつか、月給制、家事分担、寝具の改良などという一見、些末な技術指導が、年々伸びる自殺率、離婚率、家庭の不和等

の悲劇を喰いとめる意味を再考してみたい。生活改良普及員が個別技術の指導者でなく、総合的技術者として在る意味は、医者にとえれば農家生活の問題について主治医的役割を果たすところにあり、即ちゼネラルフィジシャンとしてあるのである（第283号，昭和43年9月15日）。

以前は「公」「私」の区別のためによしとしてきた個室の確保も、高度成長期の今ではたとえば家族の話し合いの場をなくすように作用している。それが自殺や離婚を引き起こしているのではないのか。だからこそ農家の生活全体のバランスを診断する「ゼネラルフィジシャン」、すなわち生改が必要であるということである。

さて、家庭生活と地域生活という分け方をしてみると、家庭生活についてはすでに昭和34年の局長通達「生活改善推進方策」の中の「よりよい農家生活への当面目標」のように、合理的、科学的、自主的であるという生活のよりよい「状態」と「態度」が示されていた（第5表）。この通達は5年後の昭和40年1月、「最近の農業および農村事業の変化に即応して修正を要すると思われる」ことから改正されるが、この改正によって大きく変わったのは自主性、科学性という「よりよい態度」が削除された点であり、「よりよい状態」に関しては基本的に変わらなかった。つまり少なくとも家庭生活のあり方に関する限り、この「当面目標」がバランスのとれた生活のモデルとして生き残ったのである。

昭和40年7月、生活改善課は新たに第7図に示すような「農村生活のビジョン」を発表する。これは個々の家庭から一町村、数カ町村の範囲まで広がる範囲におけるバランスを示したものである。中心部に書かれている「生活目標」は、「当面目標」とほぼ重なる。だが、これはそもそも昭和40年度から始まる以下で述べる広域化を見越して、30年代末から内外の関係者によって議論されてきたものであった。広域化とは端的に言って普及所の統合整理であり、これによって昭和39年には1400カ所余りあった普及所が44年には630カ所になった。同時に普及員数も横ばい、もしくは減少傾向に向かう（第2図）。生改の場合、広域化に伴って一町村単位を担当する地区担当生改と、普及所管内において地区担当生改と役場などの関係諸機関との間をつなぐ広域担当生改とい

第5表 よりよい農家生活への当面目標（抜粋）

A. 農家生活のよりよい状態に対する当面の目標

I. 勤労者としての健康の維持

(1) 必要な栄養を確保した食事を毎日とっている

- ア. 動物性食品を蛋白質 15 瓦以上になるようにとっている。（例えば中あじなら一尾、煮干なら中 30 匹、卵一個と牛乳 1.5 カップなど）
- イ. 大豆及び大豆製品を蛋白質 10 瓦以上になるようにとっている。（例えば味噌なら茶碗に一杯、納豆なら 1/2 カップ、豆腐なら約 10 梱角、または大豆なら片手一杯など）
- ウ. 野菜を正味 350 瓦（その中 100 瓦は緑黄葉を含む）以上とっている。（例えば大根中 1/2 とほうれん草 3～4 株、白菜中 1/2 と人じん中 1/2 本など）
- エ. 食用油を 10 瓦以上とっている。（大さじ 1 杯）

・
・
・

（以下、Ⅱ. 家庭生活の合理的な運営、Ⅲ. 次代の農業人の基礎をつくるための育児と家庭教育、Ⅳ. 家庭関係の民主化、と続く。）

B. 農家生活に対するよりよい態度の当面目標

日常の暮らしに対し

I. 自主性がある

- (1) 自分の生活に目標をもつ
- (2) 自分の意見をもち自分の行動を自分できめる

Ⅱ. 科学性がある

- (1) 見通しをもって計画をたてる
- (2) 科学的に判断し処理する

Ⅲ. 実践力がある

- (1) よいと思ったことは必ず実行する
- (2) 計画したことはなす逐げる

Ⅳ. 進取性がある

- (1) 常に進歩しようとする心構えをもつ
- (2) 新しい知識技術を進んでとり入れる
- (3) 習得した知識技術をもとにして、更に新しいものを工夫する

Ⅴ. 社会性がある

- (1) 他人と協力する
- (2) みんなが平等の立場にたっている
- (3) 自分の言動に責任をもつ
- (4) 人の前で自分の意見を発表する

資料：『普及だより』（第 190 号，昭和 34 年 11 月 1 日）。

あるが、これのみをもってしては、農村と都市との生活水準、および生活環境の格差は容易に是正されないものである。そこに対面指導をもってする事業の必要性、つまり普及組織の所以があるわけである（第 275 号、昭和 43 年 1 月 15 日）。

今日、農家生活のヴィジョンから、更に農村（地域）生活のヴィジョンが求められつつある。普及職員の長年きたえた力が今、呼応する時期である（同上）。

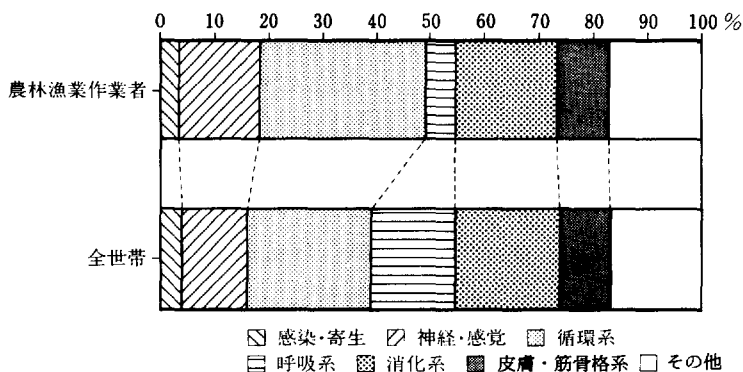
これらの発言には生活改善普及事業の対象を、成立期のそれが主として扱ってきた家庭生活から地域生活へ拡張しようという意図がよく現れている。それは少なくとも物的な面に限った場合、個々の農家のレベルでは、所得上昇、耐久消費財の普及によって従来あった問題が解決されつつあるのに対し、農村という地域のレベルではインフラの未整備のように問題が積み残されているという認識、あるいは失われつつある地域社会の相互扶助を補完しなければならないという認識に基づいている。生活改善課長をこのような認識に至らせたのは、いうまでもなく高度成長と、そこから派生した広域化という外在的要因であった。

では「生活全体のバランス」、「農村生活の改善」という理念は、実際にはどのような活動の中で実現に移されたのだろうか。以下、事例に沿って述べることにしよう。

注(1) NHK「きょうの料理」の放映が始まったのは、昭和 32 年のことである。昭和 37 年、NHK はサラリーマン家庭の主婦向けに放映時間を昼（12：40～12：55）から朝（9：30～9：45）に移すと同時に、農家の主婦向けに再放送（13：00～13：15）も開始した。飯田深雪・江原由美子・土井勝・長山節子『NHK「きょうの料理」きょう・あす』（昭和 63 年 9 月、有斐閣）、18～19 ページを参照のこと。

（3）健康対策

『農家生活白書』で示されたように昭和 30 年頃、農業者の死亡率は他産業従事者に比べ高かった。また農村部と都市部の病院を比べてみると、前者では伝染病や寄生虫病の患者の割合が圧倒的に高かった。高度成長を経て、日本人全体の疾病の種類が大きく変化する。農林漁業作業従事者世帯においては、感染・寄生ならびに呼吸器系という基礎的な衛生状態に起因する疾患が大幅に減少し、



第8図 農林漁業作業者と全世帯の疾病比較 (昭和45年)

資料：厚生省『国民健康調査』。

逆に高血圧症などの循環器系が大幅に増加し、全世帯平均と大差ない様相を呈するようになった (第8図)。

一方では兼業化が進むにつれ、「三ちゃん農業」と言われるように女性や高齢者に農作業の負担がかかるようになる。農業就業人口に占める女性の割合は、昭和45年には61.2%、60歳以上人口の割合は27%に達している。さらに基本法農政の選択的拡大が、たとえば「ハウス病」のような農業従事者特有の症候群をもたらした。

昭和40年代半ば、矢口は主婦農業の問題への対処について次のように述べている。

特に企業の農業に移りかわりつつある現在では、①農業経営の方向づけと具体的対策、生活経営の方向づけと具体的対策、②農業者である男子 (後継者も含め) の管理能力強化の指導または、離農方向へ誘導の指導と、婦人の役割および婦人の社会活動の誘導 (就農カリタイヤーカを含め) への指導、とが慎重に運ばれるべき時期である。このことが、往々にして十把一からげで行われるならば、ミクロの課題解決からマクロの課題解決へ対応するという、普及の存在意義はなくなるので、普及所内で、農業と生活の両サイドから充分検討されてほしい問題である (第300号、昭和44年12月

15日)。

生改と農改との連携は、すでに昭和26年の「農家生活改善推進方策」や34年の「生活改善推進方策」で示されている。また普及所と保健所の協調についても、昭和24年11月に「農家の生活改善に関し保健所事業と農業改良普及事業との協調に関する方針について」という局長通達が出されている。だが高度成長と選択的拡大によって引き起こされた主婦の過重労働、すなわち主婦農業の問題は様々な要因が絡む複合的な問題であり、生改固有の理念や普及方法だけで解決できないことは明らかだった。他との協力の必要性について、矢口は「孤塁を守るだけでなく、視野を広くすることですね」とも言っている⁽¹⁾。

こうした中で、生活改善課が農林漁業従事者の健康対策として行なったのは、農業者健康生活管理特別事業（「健康管理」昭和40～41年）、農山漁家健康生活管理および労働適正化特別事業（「労働適正化」、昭和42～50年、ただし42年度は農山漁家健康生活管理特別事業のみ）という一連の補助事業である。これは農業者、特に主婦の過重労働や「蓄積疲労」（一晩休養をとっても回復しないような疲労の状態）を普及員が把握し、農業者自らが健康維持に心がけるようになることを目的に企画されたものである。なお、「農家」ではなく「農山漁家」であるのは、前述の「生活改善推進方策」に基づき、漁家担当の生改が昭和35年度から設置されているためである。

これらの事業では、旧町村の範囲を対象とした「地域濃密指導」という普及方法が用いられている。「地域濃密指導」とは、まず普及所で200～400世帯からなる単位農協または旧町村の範囲（濃密指導地域）を定め、この地域内で実態調査を行って地域の改善課題を明らかにし、その地域課題の解決に熱意を持つ集落に、課題解決の中核となるような生活改善実行グループを育成し、さらにその生改グループと地域内の他集団とを有機的に関連させながら指導することによって改善効果を周辺に波及させるという普及方法のことである。

既に述べたように生活改善普及事業の中では、「自主的」な生改グループの育成をし、さらに「濃密指導」をするという方法が昭和20年代後半からとられていた。だが従来の方法では「活動の成果は必ずしも回りに波及するとは限らず、

場合によってはグループが孤立化するということも多かった」ため、昭和34年から上記のように他集団との「有機的」な関連をつけたり、生改グループの成果を周辺へ「波及」させることによって、生改グループと地域社会との間を結びつける「地域濃密指導」がとられるようになったのである⁽²⁾。「地域濃密指導」は、昭和36年から特定の都道府県においてモデル的に、さらに昭和40年代から始まる補助事業の中で用いられるようになった。

さて健康関連の補助事業の場合、その実施要領によれば、まず事業の主体となる都道府県が「農業者の健康生活管理に関する課題解決について熱意をもち事業実施について積極的である」市町村を選び、次にその中から200～400世帯の農山漁家を含む範囲の地域（旧町村，単位農協）を選び、さらにその中からやはり「熱意をもつ」約50世帯の農山漁家を選定する。生改はこうして選ばれた農山漁家に対して、2年間にわたり世帯員の生活時間や健康状態を調査し、それに基づき適正労働，健康維持，体力の向上を達成すべく指導を行う。健康状態の把握に際しては、市町村内の病院や保健所で行う定期健康診断の結果が用いられた。より短期的な健康状態の変化，たとえばある作業による疲労度を普及員が測るために、普及所単位にフリッカーなども整備された。

このような補助事業が生活改善普及事業の中に導入されたということは、生活改善課にとっても普及所にとっても、画期的なことであった。健康対策なら健康対策のためだけの予算が確保されたからである。なぜ健康対策かということについては、矢口が医師であったこと，それゆえ農村医学会等を通じて農業者特有の健康障害の実態を早くから把握していたことが大きい。

「健康管理」事業，「労働適正化」事業によって，農業者の健康状態が改善された一つの事例を紹介しよう⁽³⁾。広島県の世羅幸水農園は，昭和38年，県営の農地開発事業によって開発された土地30haに，26世帯，農業従事者数81名（うち男性44名，女性37名）で発足した幸水梨生産の農業組合法人である。昭和40年，40haに拡大するために農協から多額の借金をしたことにより，組合員に過重労働が強えられるようになる。特に主婦の場合，幸水農園の作業の他に自家の水田の作業，家事労働をこなさなければならず，睡眠時間も犠牲にす

る日々が続いていた。

昭和41年の始め、世羅町の担当だったS生改は、以前から組合員の過労の様子を伝え聞いていた世羅幸水農園を初めて訪れ、「健康管理」事業の手法に倣って簡単なアンケート調査を試みる。30分程の休み時間を使って主婦に対して調査をしたところ、ほとんどが疲労状態にあり、しかも神経痛、高血圧などの症状を伴っているという結果だった。やがて40代の主婦一名が過労により死亡するという事態が発生した（翌年、同じ40代の主婦がもう一名死亡）。はじめは「いらんこというて歩いてくれな^{ママ}」と言って反発していた組合長も、危機感をいだくようになる。早速、農協病院で各人が健康診断を受けたところ、男性の40%、女性の60%が貧血、全体の80%が農夫症という結果だった。またS生改が生活調査を行ったところ、必要摂取カロリー3,000kcalに対し平均摂取カロリー2,000kcal、平均労働時間13時間、同睡眠時間4時間という結果であった。

昭和41年12月、世羅幸水農園婦人部が誕生する。だが、話し合いの場をもつと「外でみんなは仕事をしているのに、婦人部は、ごろごろして仕事をせん」と嫌みを言われるというように、冷ややかな眼差しを浴びた。婦人部自体、生活に対する問題意識が希薄で、カロリー計算の方法を知っている者もいなかった。

そこでS生改は各人の必要摂取カロリーを計算し、それに基づいて「あなたの家は食用油と魚を何グラム、肉何グラム」と一軒一軒に提示し、それらの食品を全部共同購入するよう働きかける。この点について、組合長は次のように評価している。

つまり生活の見直しをするための糸口は、数字でやったのである。口による説得ではなしに、全部データで説得した。カロリーも1,000カロリー不足しているといってもわからないから、何がどれだけ不足しているか、それを数字で示したのだ。（中略）くどいようだが、農家の生産優先から生活優先への意識の切り換えは、データの数字を示したことから出発したのである⁽⁴⁾。

昭和42年度からは、やはりS生改が媒体となって「健康管理」、「労働適正

第6表 生活改良普及員の指導で世羅幸水農園が活用した事業

事業名	目的	事業内容	実施期間
住居の改善 (農業改良資金)	家事労働を合理化する	台所、風呂場、炊事場	昭和42～44
農業者健康管理移動相談所事業	貧血、農夫症、高血圧の解消	健康調査、診断、栄養改善	42～43
多目的生活共同施設事業 (農業改良資金)	生活共同化、食生活改善	炊事場、食堂建設	44～50
農山漁家家族労働適正化特別事業	適正化促進、体力づくり、生活時間の確保	労働調査、体力テスト、稲作合理化	43～44
集团的技術共同導入事業	水稻育苗共同化、機械共同化	稲作労働委託	43～54
食生活改善推進事業	食生活の改善	食品貯蔵、冷蔵庫1台、ショーケース1台	46～49
農業安全管理対策事業	農業から人間を守る	農業庫、燃却炉、破砕機、シャワー室、共同洗濯場、更衣室	48～50

資料：梶川静一，前掲書，106ページ。

化」も含め第6表に示すような事業が次々と実施される。これらの事業の中には稲作の共同化のように家庭生活の範囲を超えるものもあったが、同時に台所改善や食品貯蔵のような従来型の生活技術も少なくない。それだけ幸水梨の生産優先で、家庭生活や健康が顧みられていなかったということでもある。

このような事業を通して、組合長を始めとして組合の方針が「生産優先から生活優先へ」と変わっていった。婦人部も、生活設計、農民体操、料理講習、健康台帳など、組合員の健康回復のために自主的に動くようになった。その結果、昭和45年の秋には貧血者は一人もいなかったのである。

世羅幸水農園が実施した一連の健康対策は、幸水梨生産に偏っていた組合員の生活を栄養や休養を十分にとる健康水準の高い生活へ軌道修正するというように、「生活全体のバランス」を追求したものであった。また生改と他との協力という点から見ると、S生改の場合まず組合員の健康に対する自覚を促すために生活時間調査を行うと同時に、病院の健康診断結果を有効に活用した。また稲作の共同化や農業の安全対策を実施する際には、農改と協力した。つまりS

生改，農改，病院などが協力することによって，第6表に示すような複数の技術を組み合わせることが可能になったのである。さらに「地域濃密指導」という点から見れば，健康に対する自覚の促進という組合全体の課題解決に際して中核となったのは婦人部であった。世羅幸水農園婦人部の活動は，昭和47年から発行している情報誌『幸水』を通じて県外の人々にも知れ渡っている。

注(1)『普及だより』(第262号，昭和42年1月15日)。なお，「ハウス病」予防のための中間気候室，農薬中毒防止のための防除着，防除マスク，いちごなどの収穫作業がもたらす腰痛の防止のための収穫車というような，農業の変化がもたらした健康阻害に対処するための技術が農改，医者，人間工学の専門家等との協力によって考案され，普及され出したのも昭和40年頃である。

(2) 水上元子「第五章 生活改善普及事業 第一節 普及職員の組織および活動」(農林省大臣官房総務課編『農林行政史 第十巻』，昭和48年1月)，880ページ。

(3) 世羅幸水農園の事例については，梶川静一『人間優先の協業経営——世羅幸水農園の実践——』(家の光協会，1979年)および，農政調査委員会編『日本の農業 109 協業と人間』(1977年3月)，特に神田三亀男「第1部 課題へのアプローチ」を参照した。

(4) 梶川静一，前掲書，109ページ。

(4) 生活環境整備

上記のように，高度成長と広域化という外在的要因によって，生活改善課は生活の意味する内容を家庭生活から「家庭生活をも含む農村地域生活」というふうに拡張していった。その趣旨は，所得の向上によって多くの問題が解決されつつある個々の農家のレベルを超えて，依然として都市に遅れをとっている農村の生活環境の整備を行うというものであった。そしてそのような生活環境整備の遅れこそが，若者の農村離れの要因であるという認識もあった。

生活環境整備に見る都市と農村の差は，前述『農家生活白書』でも指摘されていたが，この差は昭和40年代に入っても容易には縮まらなかった。特に農村部における道路舗装率や下水道普及率は，1割にも満たなかった(第7表)。

このような中で生活改善課は，昭和41年度から50年度にかけて農山漁村生活環境整備特別指導事業を，また46年度から48年度にかけて生活プロジェクト実験集落整備事業(「実験集落整備事業」)という補助事業を実施する。いず

第7表 公共施設の整備状況（昭和45年度）

（単位：％）

	道 路			し尿処理		ごみ処理	上水道等	下水道等
	改良率	舗装率	自動車交通不能道比率	収集率	衛生処理率	収集率	普及率 （人口）	普及率 （人口）
全 市 町 村	15.7	9.8	36.9	64.5	69.5	75.6	81.4	42.9
東京特別区	63.6	63.6	3.0	58.6	65.5	100.0	98.1	48.0
大 都 市	40.9	33.9	20.9	55.3	78.9	92.1	97.9	74.0
中 小 都 市	19.6	13.9	34.8	73.4	78.9	77.7	85.2	22.7
町 村	10.8	4.8	39.8	49.8	43.8	46.7	62.7	7.5

資料：自治省財政局指導課『公共施設状況調査 昭和45年度』（昭和46年）。

注.

1. 道路：

改良率＝改良済延長/実延長

舗装率＝舗装済延長/実延長

自動車交通不能道比率＝自動車交通不能延長/実延長

2. し尿処理：

収集率＝年間総収分量/年間総排出量

衛生処理率＝（下水道マンホール投入量＋処理施設処理量＋下水道放流＋し尿浄化槽）/年間総排出量

3. ごみ処理：

収集率＝年間総収分量/年間総排出量

4. 上水道等：

普及率（人口）＝（上水道＋簡易水道＋その他）給水人口/（昭和46年度末住民基本台帳登録人口）

5. 下水道等：

普及率（人口）＝公共下水道現在排水人口/昭和40年国勢調査人口集中地区人口

6. 大都市：

横浜市，名古屋市，京都市，大阪市，神戸市，北九州市

7. 中小都市：

大都市以外の市

れも都市に比べて立ち遅れた農村の生活環境の「近代化」を図るものであった。だが前者の場合は巡回相談所の設置，計画の樹立などソフト面の予算のみで，ハード面は地方債，農業改良資金，近代化資金にゆだねられたのに対し，後者の場合はハード面の予算を伴っていたという点で，前述の健康対策にもまして画期的な補助事業であった。

「実験集落整備事業」は、「実験集落」の基礎調査、計画の樹立（plan）、施設整備（do）、評価（see）を3年間にわたって行うというものであり、特に評価（see）が組み込まれているという点において、構造改善事業などの奨励事業と区別されている。生活改善課は同事業開始に先だって、「個人的なものより社会的性格の強い生活手段に対して、共同で整備し、共同で利用する」ことや、「地域の人々の何らかの形の参加（便益の享受と負担の義務）」、「生活水準を高めるための生活目標を定め、この目標に向かって関係者が積極的に社会参加するという地域住民の主体性確立」を強調している⁽¹⁾。

とはいえ、「実験集落整備事業」は「実験」であるがゆえに、基本的には農林本省＝生活改善課の主導によるものであった。整備されるべき施設（生活技術）は実施要領の中で、用地整備、屋外給排水施設整備、浄化槽整備、プロパンガス集中配管、生活道路簡易舗装、多目的生活共同施設整備というように、「セット」として定められている。また「実験集落」の選定に際しても、実施要領上は都道府県知事の申請に基づくことになっているが、実際には生活改善課の「非定型的情報回路」に基づき、北海道、愛知県、佐賀県で各一集落、合計三集落が選ばれたのであった⁽²⁾。

この本省主導という点が、愛知県蒲郡市相楽集落（総世帯数 70、うち農家数 68）において、普及所と集落との間の行き違い、さらには集落代表による普及員の立ち入り拒否という事態（社会紛争）をひきおこす。争点は事業実施に伴う各農家の負担額と、「実験集落整備事業」が提供する生活技術であった。普及所が実施要領に従って提示した負担額、40～50 万円（費用）に対し、それによって得られる生活技術の便益は、農家にとって引き合わなかったのである。これには、相楽集落の農家が構造改善事業、豊川用水関連で最高 70 万円の負債を抱えていたこと、さらに「実験集落整備事業」が提供する生活技術を「セット」として希望する農家がきわめて少なかったということも関連している。

結局、普及所が「セット」から上水道整備、プロパンガス集中配管をはずし、かつ希望者全員に水洗便所改造のための農家生活改善資金を最高 20 万円まで融資することにより、負担額が 13 万円（三集落中、最低の額）になったことで、

第8表 「実験集落整備事業」における生活改良普及員の活動（相楽集落）

年度	内 容	時期	担当普及員（地域担当）	担当普及員（広域担当）
昭和46	①基礎調査（生活教室防除衣） （班別） 地域のビジョンづくり みとどけ調査 ②住まい方教室、調査と結果説明 展示、講演、集落計画 展示農家募集巡回相談（生改グ） グループ集団思考、戸別設計 集団改善委託者協定 集団改善実施（生改グ） 住まい方教室 展示農家訪問会 全農家戸別設計	5月	集合説明会、農村計画啓蒙	調査項目作成 指導資料作成（モデル農家 No. 1）
		6月	調査説明資料、事業説明、展示準備	調査結果研究 住まい方実施計画 現地設計指導
		6～7月	戸別指導 設計、住居、資金申請、集団討議 グループ育成	改善資金利用指導 実行援助
		8月～ 9月 10～12月	改善ポイント戸別説明案内 （老人の日）	資料作成（モデル農家 No. 3, 6, 7, 8）
47	①総合調査、住まい方教室 共同汚水処理槽について トイレの掃除 資材の共同購入（婦人部） ②体力づくり（生改グ、婦人部） グループ定例会（生改グ） 遊園地開園式（PTA） 各集団行事計画会（5集団） 本年度事業計画説明会 共同施設利用計画会 （集団別、班別） 共同施設先進地視察（生活センター） 各戸の生活設計会	7月	戸別面積調査	調査項目
		6月	観察調査	調査
		7月	講習会	（保健所）
		4月	管理運営 定例会	管理規程 戸別生活設計
		5月	集団別研究会	
		6月	説明会	生活センターの整備計画
		9月	座談会、代表者会	運営計画、資金計画、資料作成
		10月	視察説明 講習会	

資料：農林省農蚕園芸局普及部生活改善課『生活プロジェクト実験集落整備効果測定等事業報告の概要（実験集落資料 No. 16）』、

（昭和50年3月）、20～27ページより作成。

両者の和解が成立する。その経過の詳しい分析は、児島俊弘著『地域定住と社会紛争』に譲る。ここでは、第8表に示すような生改の活動が、両者を和解に導いたという点に触れておきたい。

昭和46年6月、集落代表による立ち入り拒否と前後して、地区担当生改は昭和40年に結成されていた同集落の生改グループのメンバー17名中、便所改善に熱心な10名に働きかけ、モデル農家になってもらい、そこで水洗便所の展示会を行う。この展示会に対し集落は「意外な反応」を示す。地区担当生改はモデル農家に対し便所の設計、生活改善資金の説明などを個別的に行うとともに、講習会も開催した。同年10月、集落は事業を受け入れることに合意、以後は「スムーズに進行」し、全農家についての設計が始まった。翌年度には、婦人部（58名）によるトイレ用品の共同購入が行われるようになるが、それに際してこの地区担当生改は各農家についてトイレトペーパーの使用量を試算するというようなきめ細かい指導まで行ったという。

つまりこの相楽集落の事例では、地区担当生改が日頃から接していた生改グループ員の家で改良便所の展示会を行い、それが集落住民に対するデモンストレーション効果をもたらし、それまでの紛争状態が終結した。そして部分的とはいえ生活改善課が補助事業の枠組の中で考えていた共同的な施設の整備に成功したばかりでなく、全員加入式の集団である婦人会による共同購入をももたらした。このような地区担当生改の活動に加え、この事例では広域担当生改が改良便所のモデル展示会、改善資金の説明会などの場面で協力したことが事業の進行を助けた（第8表）。

ところで「実験集落整備事業」開始の翌年、昭和47年度から「総合農政」下において農村基盤総合整備パイロット事業（「総バ」）が、さらに48年度から農村総合整備モデル事業という、予算的にははるかに大規模な生活環境整備が開始する。構造改善局による生活環境整備が進む中で生活改善課ならびに普及部は、「本当に住民の要望にあったような環境整備」のための「地ならし」として、普及員の活動が必要であることを強調する。相楽集落における生改の活動は、この「地ならし」の先駆であったと言えよう⁽³⁾。

注(1)『普及だより』(第315号, 昭和46年2月15日)。

(2) 相楽集落の事例については, 児島俊弘『地域定住と社会紛争』(研究叢書第99号, 農業総合研究所, 1979年), 農林省農蚕園芸局普及部生活改善課『生活プロジェクト実験集落整備効果測定等事業報告の概要(実験集落資料 No. 18)』(昭和50年8月)および, 当時, 生活改善課生活改善第二班事業係長だった吉田佐柄子氏の談話を参考にした。

(3) 農林省農蚕園芸局普及部生活改善課『生活プロジェクト実験集落整備中央推進協議会中間報告書(実験集落資料 No. 16)』(昭和48年5月), 179ページ)。

(5) 高度成長以降の理念の変化

農業基本法以降の展開期における生活改善普及事業の理念とその実現手段を, 成立期と同様に整理してみよう。

まず理念について。成立期に見られたような生活改善優先の理念がどう変化したかは, まず農業基本法制定の翌年, 昭和37年に出された『農家生活白書』の中に, さらに昭和40年から10年間生活改善課長を勤めた矢口光子の『普及だより』の中での発言の中に見ることができる。『農家生活白書』では, 農家—非農家間, 農村—都市間の生活水準格差を, 農業の生産性向上と農村部のインフラ整備によって縮小しなければならないという点で農業基本法と共通する認識が示されている。農家生活の問題性をとらえるための比較の基準が, 成立期の「欧米人」の生活から, より現実的な「非農家」, 「都市」の生活に移されたとも言えよう。また文化や教育の面について農家の「意識の低さ」を指摘する場合でも, 農業の生産性の低さや家族関係の問題点が同時に解決されなければならない課題として指摘されていた。

昭和35年以降, 高度成長が本格化し, 兼業化による農家所得の上昇や耐久消費財普及などのように, 農家の生活が目に見えて変わっていく。しかしそのような一見「進んでいる」かのような状態も, 生活改善課には「いびつ」であり「生活全体のバランス」を欠いている状態としてとらえられた。新課長矢口は, 農家の生活全体のバランスを診断する「ゼネラルフィジション」としての役割を生改に期待する。と同時に, 広域化に伴ってつくられた「農村生活のビジョ

ン」に基づいて、個々の農家のレベルを超えて農村という地域のレベルでの生活改善を目指す。

もちろん「生活全体のバランス」や「農村生活の改善」も、当時の農政の中にあっては未だに異質であり、市民権を得た理念ではなかった。けれども「生活全体のバランス」という理念は農業者の健康対策の中で、「農村生活の改善」という理念は生活環境整備の中でというように、いずれも市町村や集落を対象とした補助事業の中で実現されていたのである。

高度成長の中、農家には、女性、高齢者の労働過重、選択的拡大による「ハウス病」、あるいは慢性的な疲労状態が見られるようになった。このような中で昭和40年以降、生活改善課は生改グループを中核としてその成果を地域全体に波及させていくという「地域濃密指導」の方法を用いながら、農業者の健康に対する自覚を促すための補助事業を実施していく。さらに昭和46年以降、生活改善課は「農村生活の改善」のために、集落レベルで「共同で整備し共同で利用する」ための諸施設を導入するための事業を実施する。「実験集落整備事業」が実施された愛知県蒲郡市相楽集落の事例は、当初、行き違いによって紛争状態となった集落と普及所とが和解する過程において、生改の生改グループに対する働きかけが契機となったことを示している。

以上で述べてきたような展開期の生活改善普及事業は、その理念として生活全体のバランス、それも個々の農家ではなく地域という広がりの中でのバランスを中心に据えるようになった。そしてそのような理念を実現する過程においては、生改については「孤塁を守るだけでなく、視野を広くすること」、時には奨励行政の中でも一定の役割を果たすこと、また生改グループについては孤立せずにその活動を周囲に波及していくことが期待された。成立期の理念と実現手段をつないでいたのが、農林省や農村における異質性と、アメリカに対する親和性だったとすれば、展開期の理念と実現手段の間をつないだのは、農林省、農村との協調であり、さらに言うならば「和をもって尊しとなす」日本の社会関係の利用であった。このような過程を通じて、生活改善課も現場の生改も日本の行政システムに「同化」していったのである。

4. 結 語

高度成長を経て、個々の農家レベルでは、物的な豊かさが享受されるようになった。だが農村のレベルでは、生活環境の未整備という問題が残されていた。個々の農家レベルでも、農業の変化に起因する健康障害という新たな問題が発生した。このような中で、生活改善課が当初掲げていた高い理想、すなわち「合理性」、「農家婦人の地位向上」、「農村民主化」に象徴される理念、より具体的には「形式主義」の排除、「考える農民」の育成は、変質せざるを得なかった。その過程は、既に述べたように、日本の行政システムへの「同化」として見ることができる。

冒頭で述べたように、成立期の頃の生活改善課に対しては「都市化という中身のアドバルーンを上げていた」、「地についていなかった」というステレオタイプ化されたイメージがつくられている。けれども、「かまどの改善」に代表される生活技術は、当時の日本の農家の実状に合わせて開発された、実際的な技術だった。生活改善実行グループもまた、女性が家の外に出にくいという、的確な現状認識から考え出されたものだった。もちろん成立期においては、アメリカの生活改善がモデルとされていた。だが生活改善課がアメリカから学ぼうとしたのは、その実践性と民主性であった。アメリカの農家で用いられていた生活技術を、そのまま日本の農家に移転しようとしたわけでは決してない。

さらに、展開期における変化は決して成立期の同事業の価値を減じるものではない、ということもいえよう。成立期において諸般の困難を乗り越えながら、農家の女性に対して実践的な課題を提示し、かつ彼女たちを組織化していったからこそ、高度成長期に入って農家の女性は健康対策や生活環境整備という、新たな問題に対処できたのである。

ところで地域社会における、あるいは農業生産の場における女性の参加は、平成4(1992)年に婦人・生活課が提示した「農山漁村の女性に関する中長期ビジョン」に見られるように現在なお、重要な課題である。また昨今、途上国の

農村女性に対して、いわゆる上からの開発ではなく、自主的な参加を促すような開発が求められているが、日本の生活改善実行グループの経験は一つのモデルになり得ると考えられる。その意味で、成立期の理念と実現手段は、現在においてもなお学ぶべき点を持っているといえよう。

もっとも、同じように「女性の参加」と言っても、時代背景や文化の違いによって千差万別であるということを忘れてはなるまい。現在、日本に生きる農家の女性について、その参加のあり方を議論するためには、昭和 50 年代以降の時代背景や、それに伴う同事業のさらなる展開を分析する必要があるだろう。また、途上国の農村の女性について、その参加のあり方を語る場合には、その国固有に形成された文化を抜きにすることはできないだろう。

本稿は冒頭で述べたように、生活改善課が農家の生活改善のためにどのような理念を形成し、それをどう実現してきたかということを明らかにしてきた。『普及だより』を始めとして、依拠した資料のほとんどは農林水産本省が作成したものである。本省の理念がどう受けとめられ、それがどのように実現されたか、あるいは実現されなかったかということを明らかにするためには、さらに都道府県のレベル、あるいは個々の生改グループのレベルに視座を移す必要がある。その意味で、本稿は生活改善普及事業の全容を明らかにするための第一歩に過ぎない。

〔要 旨〕

生活改善普及事業の理念と展開

市 田（岩 田） 知 子

本稿は、戦後まもなく開始した生活改善普及事業を、農林省の生活改善課がもっていた理念、その理念の形成要因、理念実現のための手段の諸点から明らかにすること、さらに同事業の高度成長以降の展開を明らかにすることを課題にしている。このような課題にとりくむため本稿は、生活改善課が編集した指導書類、普及部が昭和24年以来、都道府県の普及関係職員との意志疎通のために発行している『普及だより』などから、指導者たちの生活改善に関する考え方を探るという方法をとった。

同事業開始時から17年間、生活改善課長を勤めた大森（山本）松代は、当時の農家の生活の中に、「形式主義」、あるいは「私」領域の軽視という問題を見、そのような状態をいかに「改善」するかということを最重要課題に据えた。この生活改善優先の考え方は、農業の零細性打破を第一に考えた東畑精一、家族関係の民主化等の「内科的」治療を重視した今和次郎などの支援者の考え方とは微妙に食い違ったが、農業改良局長の小倉武一が提示した「考える農民」の育成という考え方によって支持された。生活改善課は、民主的な生活改善実行グループを通じて、実践的な生活技術を普及することによって、因習に縛られていた農村社会に対して異議申し立てを行った。成立期の理念と実現手段を結び付けていたのは、農林省および農村における異質性、アメリカとの親和性という特質であった。

農業基本法の翌年、昭和37年に出された『農家生活白書』で、生活改善課は農家—非農家間、農村—都市間の生活水準格差を、農業の生産性向上と農村部のインフラ整備によって縮小すべきであると指摘した。また高度成長が本格化する中、新課長矢口光子は「生活全体のバランス」や「農村生活の改善」を新たな課題として設定し、農業者の健康対策や、集落の生活環境整備を補助事業として実施した。このような展開を、生活改善普及事業が日本の行政システムに「同化」としていった過程として見ることができる。

今後の課題は、本稿が明らかにした生活改善課の理念が、現場でどう受けとめられ、実現されたかを明らかにすることである。